

福 祉 委 員 会

介護保険事務等の実施方針について

平成 28 年 10 月

東三河広域連合介護保険準備室

《 目 次 》

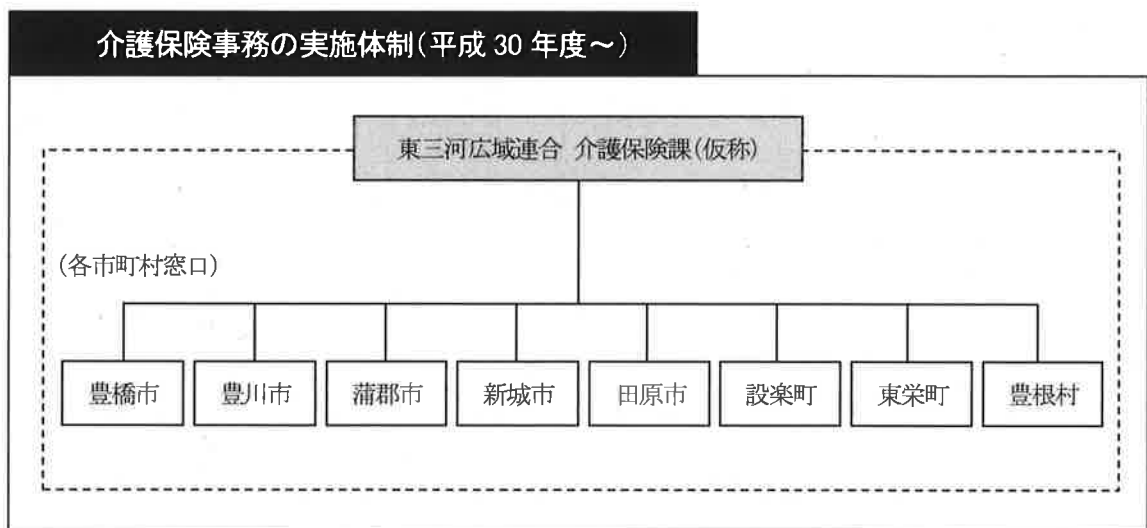
1	介護保険事務の実施方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	実施体制について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	事務分担の基本的な考え方について・・・・・・・・	2
2	地域支援事業の実施方針について・・・・・・・・	4
(1)	保険者統合後の実施方針について・・・・・・・・	4
(2)	保険者統合後のサービス提供基準（案）・・・・・・・・	4
(3)	事業ごとのサービス提供状況（平成 27 年度）・・・・・・	8
3	高齢者等実態把握調査結果について・・・・・・・・	13
(1)	調査概要・・・・・・・・	13
(2)	調査結果・・・・・・・・	14
ア	属性について・・・・・・・・	14
イ	介護予防について・・・・・・・・	16
ウ	生活支援・社会参加について・・・・・・・・	22
エ	医療について・・・・・・・・	25
オ	介護について・・・・・・・・	30
カ	家族介護者について・・・・・・・・	35
キ	今後の高齢者施策等について・・・・・・・・	39
(3)	調査結果の総括・・・・・・・・	40

1 介護保険事務の実施方針について

(1) 実施体制について

○広域連合で行う介護保険事業の事務の実施については、その実施場所を市町村窓口で行うものと広域連合介護保険課（仮称）で行うものに分けて整理しています。

○事務分担の基本的な考え方について、住民が窓口へ来庁して手続きをするものや各市町村において他業務との連携が必要となるものについては、利便性を考慮し、市町村窓口で実施する事務とし、その他の事務について介護保険課（仮称）で行う事務として実施する方針です。



(2) 事務分担の基本的な考え方について

ア 保険料賦課事務

○保険料額の決定及び決定通知書、納付書、65 歳年齢到達者への被保険者証等の発送を一括して介護保険課（仮称）で実施することで事務の効率化を図ります。

市町村窓口	介護保険課（仮称）
・特別徴収の可否の判定 ・保険料減免の申請 ・確定申告用納付額お知らせの発送 ・納付額証明書の発行 ・生活保護対象者の保険料代理納付 など	・介護保険料額の決定、納入通知書の発行 ・保険料の還付 ・65 歳年齢到達者への被保険者証の送付 ・転入者の所得照会、所得情報入力 ・保険料減免の決定 など

イ 保険料徴収事務

○徴収業務の一元化を図るとともに、滞納整理については広域連合の徴収課と事務連携することにより、収納率の向上を目指します。

市町村窓口	介護保険課（仮称）
・納付書の再発行 ・保険料の窓口受領 ・差押え等実施の場合の協力 など	・保険料振替口座の登録 ・収納消込 ・督促状送付 ・不納欠損処理 ・滞納整理【徴収課】 など

ウ 介護保険給付事務

○各種申請書の受付については市町村窓口で行い、その後の処理を介護保険課（仮称）で行います。
 ○支払い事務等を一本化することにより、事務の効率化を図るとともに、介護給付費用等適正化事業については、介護保険課（仮称）で一括して実施することで、適切な介護サービスの確保に努めます。

市町村窓口	介護保険課（仮称）
・各種申請書の受付 ・各種証書の再発行 ・転入、転出者に対する受給資格手続 ・申請等に関する相談 など	・各種申請に対する支払い等 ・介護給付費用等適正化にかかる事務 ・月報、年報の作成 など

エ 介護認定事務

- 認定審査会の日程調整等を介護保険課（仮称）で行うことにより審査期間の短縮を図ります。
- 審査会委員研修及び認定調査員研修を広域連合で実施し、審査基準の平準化を図ります。

市町村窓口	介護保険課（仮称）
・介護認定申請の受付 ・認定調査の実施 ・介護認定審査会の開催 など	・主治医意見書の依頼 ・認定審査会日程調整 ・介護認定結果、被保険者証の送付 ・認定調査員・審査会委員研修の実施 など

オ 介護保険事業所（地域密着型事業所を含む）の指定等事務

- 今まで地域密着型事業所については、原則当該市町村のみでの利用となっていました。東三河8市町村内の方であれば利用できるようになり、介護サービスの選択肢の拡大につながります。
- 介護保険事業所の指定については、介護保険課（仮称）で実施することにより窓口の一本化を図ります。

市町村窓口	介護保険課（仮称）
・運営推進会議への参加 ・実地指導の立会 など	・地域密着型サービスに関する取扱規定の策定 ・公募の実施、事業者の選定 ・各届出書の受付、処理 ・介護保険事業所の指定 ・指導監査【監査指導課】 など

2 地域支援事業の実施方針について

(1) 保険者統合後の実施方針について

〇平成30年4月からの東三河広域連合による介護保険事業の実施に向け、地域支援事業については以下の4つの区分に分類してサービスの提供を進めていきます。

事業区分		実施方針
①	統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業	保険者統合後の社会資源の整備や構成市町村間の連携によりサービス提供体制の充実に努め、広域連合事業として構成市町村で受けられるサービスの充実と平準化を目指します。
②	地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業	異なる社会資源を活用して実施している事業は、市町村ごとに実施方法を委ねて実施します。
③	モデル事業として実施する事業	第6期計画期間中の新規事業は、モデル事業として位置づけ事業評価を行いながら今後各市町村へのサービスの提供について検討します。
④	実施体制が整った段階で実施する事業	ボランティア等住民主体で実施する事業など地域づくりの進捗に合わせ実施する事業は、実施体制が整った地域から順次事業を実施します。

※今後の検討結果や制度改正等により、事業区分や事業内容、実施基準など変更されることがあります。

(2) 保険者統合後のサービス提供基準 (案)

①統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業

〇は平成29年度までに市町村ごとにサービスを提供中又は提供予定の事業
 ◎は保険者割合により広域連合で新たにサービスを提供する予定の事業

No	事業名	主な事業内容等	広域連合化により統一する主な基準											
			運営基準	実施方法	対象者	人員・設備基準・報酬単価を統一	申請からサービス受給までの流れや帳票を統一	要支援1・2、事業対象者	人員・設備基準・報酬単価を統一	申請からサービス受給までの流れや帳票を統一	要支援1・2、事業対象者	人員・設備基準・報酬単価を統一	申請からサービス受給までの流れや帳票を統一	要支援1・2、事業対象者
1	介護予防訪問サービス事業(総合事業)	身体介護や生活援助等を実施し、自立した日常生活の維持・向上を支援する。 【従前の訪問介護相当】				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
2	生活援助訪問サービス事業(総合事業)	生活援助サービスを提供し、自立した日常生活の維持を支援する。 【訪問型サービスA】				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
3	介護予防通所サービス事業(総合事業)	生活支援や機能訓練等を実施し、身体機能の維持・向上を支援する。 【従前の通所介護相当】				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
4	自立支援通所サービス事業(総合事業)	軽い運動・レクリエーションを実施することで、自立した日常生活の維持を支援する。 【通所型サービスA】				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
5	地域・ハビタティブ・介護・通所・訪問・在宅・介護・事業	地域における介護予防の取り組みを強化するため、地域の通いの場や通所介護支援事業所などにリハビリ専門職等を派遣し、運動機能の維持向上に向けた支援や自立支援に資する取り組みを推進する。				〇	〇	〇	〇	〇	〇	◎	◎	◎

〔 〇は平成29年度までに市町村ごとにサービスを提供中又は提供予定の事業
◎は保険者統合により広域連合で新たにサービスを提供する予定の事業 〕

No	事業名	主な事業内容等	広域連合化により統一する主な基準		豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	山原市	設楽町	東栄町	豊根村
6	運動器機能向上事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための体験DVD等を配布し、地域での主体的な健康づくりの活動を支援する。	対象者	高齢者による自主活動グループなど								
			利用者負担	なし								
			実施方法	地域包括支援センターや市町村窓口などで配布								
7	介護マーク普及事業	認知症や障害を持つ方を介護している方に介護マークを配布することで、地域や職場において認知症の方や家族を支える活動を支援する。	対象者	認知症や障害を持つ方を介護している家族など								
			利用者負担	なし								
			実施方法	地域包括支援センターや市町村窓口などで配布								
8	家族介護用品支給事業	在宅要介護認定者を介護する家族の経済的負担等の軽減を図るため、市民税非課税世帯等者の低所得者を対象におむつ等の介護用品を支給する。	対象者	要介護4・5の認定者を在宅で介護している家族								
			支給方法	介護用品引換券を申請により家族に交付								
			所得要件	市民税非課税世帯								
			助成額	99,500円/年								
9	認知症サポート等養成事業	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族への対応方法を学ぶ講座を開催し、認知症サポート者を養成する。	対象者	広域連合区域内に在住・在勤の方								
			利用者負担	なし								
10	介護給付費用等適正化事業	認定調査の内容確認、ケアプランの点検、介護給付費通知等を実施し、給付の透明性を高め健全な制度の運営を図る。	対象者	介護サービス事業者、要介護・要支援認定者								
			実施方法	介護給付費通知の回収の統一 など								
11	住宅改修支援事業	要介護認定者の住宅改修のための相談・助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る書類を作成した場合の経費を助成する。	対象者	要介護・要支援認定者								
			実施方法	地域包括支援センターに委託								
			住宅改修プラン作成単価	2,000円/件								
12	徘徊高齢者家族支援サービス事業(GPS)	徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築を目的として、徘徊高齢者の家族に対して情報端末設置の購入のための初期費用を助成する。	対象者	徘徊が見られる認知症高齢者を在宅で介護している家族								
			助成内容	初期費用5,000円以内								
			利用者負担	基本料金等								
13	施設居住費負担軽減サービス給付事業(グループホーム)	グループホームへの円滑な入居を支援するため、市民税非課税世帯等者の低所得者を対象にグループホームの居住費の負担軽減を図る。	対象者	低所得のグループホーム入居者に対して負担軽減を行っている事業者								
			助成額	対象者一人あたり500円/日								
14	成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者を対象に成年後見制度の申立て費用や後見人報酬の一部を助成する。	対象者	生活保護法による保護を受けている方 など								
			助成内容	申し立てに係る経費、成年後見人等の報酬の全部又は一部								

②地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業

○は平成29年度までに市町村ごとにサービスを提供中又は提供予定の事業
◎は保険者統合により広域連合で新たにサービスを提供する予定の事業

No	事業名	主な事業内容	対象者等	対象者	利用基準	所得要件	助成額	実施方法	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
15	給食サービス事業	地域における自立した日常生活の支援を行うため、栄養改善が必要な高齢者に対し食事を配達するとともに安否確認を実施する。		対象者	栄養改善が必要な65歳以上の1人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯	週5回以内(土日含む)	なし	300円/食		○	○	○	○	○	○	○
				実施方法	各市町村の実情に合わせて委託又は補助											
				対象者	65歳以上(認定者除く)の高齢者のうち、介護予防が必要な方				○	○	○	○	○	○	◎	◎
				実施方法	基本チェックリストによる把握や地域包括支援センターによる戸別訪問など各市町村の実情に合わせて実施											
16	介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防に対する取り組みにつなげることで、要介護・要支援状態になることを予防する。		対象者	65歳以上の高齢者				○	○	○	○	○	○	○	◎
				実施方法	直営または委託(歯科医師会など各市町村の実情に合わせて委託)											
17	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための介護予防教室等を開催する。		対象者	65歳以上の高齢者				○	○	○	○	○	○	○	◎
				実施方法	各市町村の実情に合わせて委託又は補助											
18	地域介護予防活動支援事業	介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成などを実施する。		対象者	高齢者の健康づくり、介護予防活動に興味のある方				○	○	○	○	○	○	◎	◎
				実施方法	直営または委託(地域のボランティア団体など各市町村の実情に合わせて委託)											
19	地域包括支援センター運営事業	行政・医療機関・サービス提供事業者などと協力しながら地域の高齢者を支える拠点となる地域包括支援センターを運営する。		対象者	65歳以上の高齢者及びその家族				○	○	○	○	○	○	○	○
				運営方法	社会福祉協議会、社会福祉法人など各市町村の実情に合わせて委託											
20	総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、適切な保健・医療・福祉サービス等の支援を行うほか、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。		対象者	65歳以上の高齢者及びその家族				○	○	○	○	○	○	◎	◎
				実施方法	社会福祉協議会、社会福祉法人など各市町村の実情に合わせて委託又は直営											
21	認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置に向けた準備を行う。		対象者	認知症高齢者及びその家族				○	○	○	○	○	○	◎	◎
				実施方法	社会福祉協議会、社会福祉法人など各市町村の実情に合わせて委託又は直営											
22	生活支援体制整備事業	多様な主体間の情報共有等を図るための協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置、生活支援体制整備にかかる地域資源調査や関係者のネットワーク化を実施する。		協議体構成員	地域関係団体や介護サービス事業所など各市町村の実情に合わせて選定				○	○	○	○	○	◎	◎	◎
				協議体運営方法	直営または委託(各市町村の実情に合わせて委託)											
23	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護の連携推進を図るため、在宅医療・介護連携推進会議の開催や地域の医療・介護の資源の把握、医療・介護関係者の情報共有の支援を行う。		構成員	医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者など				○	○	○	○	○	◎	◎	◎
				実施方法	直営又は委託											
24	家族介護支援等開催事業	介護者向けに適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容としたセミナーや介護者相互の交流会等を開催する。		対象者	認知症の方を介護している家族など				○	○	○	○	○	○	○	◎
				実施方法	直営または委託(地域包括支援センターなど各市町村の実情に合わせて委託)											
25	介護サービス事業者等適正化支援事業	サービス事業者による連絡協議会を構成することで、事業者自身の就業や研修会の開催など適切なサービス提供を支援する。		対象者	介護サービス事業者				○	○	○	○	○	○	◎	◎
				実施方法	各市町村の実情に合わせて委託又は独自運営、直営等を実施											
26	徘徊・見守りSOSネットワーク事業	認知症高齢者等の徘徊が発生した場合に、協力機関へFAX等で情報発信を行い、発見活動の協力を依頼する。		対象者	徘徊により行方不明となる恐れのある方で事務局に登録のある方(事前登録がなくても情報発信は行方不明)				○	○	○	○	○	◎	◎	◎
				配信方法	各市町村の実情に応じて対応											

③モデル事業として実施する事業

No	事業名	主な事業内容	対象者等		豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
			対 象 者	対 象 方 法								
27	介護ボランティアポイント事業	基礎研修を受講した 65 歳以上の高齢者が、介護予防につながる介護支援ボランティア活動を行った場合、ボランティア活動実績を評価したうえでポイントを付与する。	第1号被保険者で要介護・要介護認定を受けていない方	研修を含め運営は事業実施可能団体等に委託	—	—	○	—	—	—	—	—

〔 ○は平成 29 年度までに市町村ごとにサービスを提供中又は提供予定の事業
□は今後実施体制が整った段階で実施する事業〕

④実施体制が整った段階で実施する事業

No	事業名	主な事業内容等	対象者等		豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
			実 施 基 準	対 象 者								
28	地域支え合い訪問サービス事業 (総合事業)	総合事業対象者に対して、ボランティア等により提供される住民主体による生活援助等の多様な支援を実施する。	各市内内の実情に応じて設定	要支援1・2、事業対象者	□	□	□	□	□	□	□	□
29	短期集中支援訪問サービス事業 (総合事業)	【訪問型サービスB】 総合事業対象者に対して、保健・医療の専門職により相談・指導等を目的とした短期集中予防サービスを実施する。	各市内内の実情に応じて設定	要支援1・2、事業対象者	□	□	□	□	□	□	□	□
30	移動支援訪問サービス事業 (総合事業)	【訪問型サービスC】 総合事業対象者に対して、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を実施する。	各市内内の実情に応じて設定	要支援1・2、事業対象者	□	□	□	□	□	□	□	□
31	地域支え合い通所サービス事業 (総合事業)	【訪問型サービスD】 総合事業対象者に対して、ボランティア等により提供される住民主体による通いの場などの事業を実施する。	各市内内の実情に応じて設定	要支援1・2、事業対象者	□	□	□	□	□	□	□	□
32	短期集中リハビリ通所サービス事業 (総合事業)	【通所型サービスB】 総合事業対象者に対して、保健・医療の専門職による生活行為の改善を目的に3～6か月の短期間を対象とした介護予防プログラムを実施する。	各市内内の実情に応じて設定	要支援1・2、事業対象者	□	□	□	○	□	□	□	□
33	生活・介護支援サポーター養成事業	高齢者の個別ニーズに対応する市民ボランティアの養成を行う。	ボランティア活動に関心のある方 包括を運営する法人など各市町村の実情に合わせて委託又は直営	○	○	○	○	○	□	□	□	□
34	高齢者安心生活サポート事業 (総合事業)	ボランティアによるひとり暮らし世帯等への見守りや買物支援サービス等を実施する。	在宅での生活を継続するうえで見守り、買い物支援等を必要とするに認められた高齢者 生活・介護支援サポーター養成講座修了者を活用して実施	○	□	□	○	○	□	□	□	○
35	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談・安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する。	高齢者世話付住宅入居者 社会福祉法人など各市町村の実情に合わせて委託	○	○	○	○	○	○	□	□	□

〔 ○は平成 29 年度までに市町村ごとにサービスを提供中又は提供予定の事業
□は今後実施体制が整った段階で実施する事業〕

(3) 事業ごとのサービス提供状況 (平成 27 年度)

① 統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業

※サービス提供状況については、市町村ごとに異なる場合があるため、類似する事業ごとにまとめています。
※介護保険特別会計で実施せず一般会計等で実施している事業もあります。

〔 ー は市町村で未実施の事業 〕

No	事業名	基準等	豊橋市	豊川市	清海市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
1	介護予防訪問サービス 事業(総合事業)	運営基準								
		実施方法								
		対象者								
現在、要支援 1・2を対象に法定の介護予防給付サービスとして提供中										
2	生活援助訪問サービス 事業(総合事業)	運営基準								
		実施方法								
		対象者								
総合事業として新たに実施予定										
3	介護予防通所サービス 事業(総合事業)	運営基準								
		実施方法								
		対象者								
現在、要支援 1・2を対象に法定の介護予防給付サービスとして提供中										
4	自立支援通所サービス 事業(総合事業)	運営基準								
		実施方法								
		対象者								
総合事業として新たに実施予定										
5	地域リハビリテーション 活動支援事業	対象者	老人クラブ等地域の団体、 通所介護事業所 など							
		利用者負担	なし							
		実施方法	リハビリ専門職による運動機能の維持向上に向けた指導 など							
6	運動器機能向上事業	対象者	医療機関、介護事業所、 高齢者 など	運動器機能の低下に注意が 必要な方						
		利用者負担	なし	なし						
		実施方法	私のリハビリ手帳による医療 と介護の連携連携や体操 DVD による啓発 など	運動器機能向上に向けた個 別指導や集団指導 など						
7	介護マーク普及事業	対象者	認知症や障害を持つ方を 介護されている方	介護マークが必要な方や 障害を持つ方						
		利用者負担								
		実施方法								
なし										
8	介護マーク普及事業	利用者負担	地域包括支援センター及び市役所にて配布			市役所にて配布			包括支援センター 及び市役所にて配布	
		実施方法	地域包括支援センター及び市役所にて配布			市役所にて配布			村役場にて配布	

No	事業名	基準等	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	東栄町	東栄町	豊根村
8	家族介護用品支給事業	対象者	要介護4・5の認定者を在宅で介護している方	【一般会計事業②のみ】 ①要介護4・5の認定者を在宅で介護している方 ②要介護3～5の認定者のうち在宅で介護を受けている方	要介護4・5の認定者を在宅で介護している方	要介護4・5の認定者を在宅で介護している方	【一般会計事業①～③】 ①要介護4・5の認定者を在宅で介護している方 ②認知症のある高齢者を在宅で介護している方 ③要介護3～5の認定者のうち在宅で介護している方 ④要介護1～2の認定者で医師の診察により介護が必要と認められる方	【一般会計事業①～④】 ①要介護4・5の認定者を在宅で介護している方 ②認知症のある高齢者を在宅で介護している方 ③要介護3～5の認定者のうち在宅で介護している方 ④要介護1～2の認定者で医師の診察により介護が必要と認められる方	【社会福祉協議会独自事業①～②】 東栄町内に住所を有し ①要介護3・4・5の認定を受けた方 ②身体障害者手帳1級又は2級に該当する方 ただし、東栄町以外の認定者を在宅で介護している方	【一般会計事業①～③】 ①要介護4・5の認定者を在宅で介護している方 ②要介護3～5の認定者のうち在宅で介護している方 ③要介護1～2の認定者で医師の診察により介護が必要と認められる方
		支給方法	現物支給		クーポン				現物支給	
		所得要件	市民税非課税世帯 (均等割のみの世帯より)	①市民税非課税世帯 ②なし	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	①市民税非課税世帯 ②なし ③市民税非課税世帯	なし	①市民税非課税世帯 ②なし	
		助成額	99,600円/年	①75,000円/年 ②30,000円/年	72,000円/年	72,000円/年	①70,000円/年 ②40,000円/年 ③20,000円/年	紙おろし、額パンツ、パンツのいずれか1種類 360枚/年	①75,000円/年 ②30,000円/年 ③10,000円/年	
9	認知症サポーター等養成事業	対象者	各市町村内に在住・在勤の方							
		利用者負担	なし							
10	介護給付支出等通知化事業	対象者	介護サービス事業者、要介護・要支援認定者							
		介護給付費通知の送付回数	年2回	年1回	高齢介護サービス対象利用者のうち新規申請者に限り毎月送付		年2回	年4回	年2回	
11	住宅改修支援事業	対象者	要介護・要支援認定者							
		実施方法	地域包括支援センターに委託							
		住宅改修単価	2,000円/件							
12	徘徊しやす者家族支援サービス事業(GPS)	対象者	—	概ね65歳以上の徘徊が見られる認知症高齢者を在宅で介護している家族	概ね65歳以上の徘徊が見られる認知症高齢者を在宅で介護している家族					
		助成内容		加入料金、付属品料金、電話・インターネットによる位置情報提供料金 など	加入料金、機器レンタル料、毎月の基本料金 など					
		利用者負担		基本料金、バッテリー交換代金、現場急行料金 など	電話・インターネットによる位置情報サービス利用料、現場急行料金 など					
13	施設居住費負担軽減サービス給付事業(グループホーム)	対象者	市民税非課税世帯でグループホームに入所している方							
		助成額	利用実績に応じて500円/日							
14	成年後見制度利用支援事業	対象者	生活保護法による保護を受けている方 など							
		助成内容	申し立てに係る経費、成年後見人等の報酬の全部又は一部							

②地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業

〔一は市町村で未実施の事業〕

No	事業名	基準等	豊橋市	豊川市	南都市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	
15	給食サービス事業	対象者	①1人暮らし又は高齢者世帯で在宅の要介護、要支援認定者 ②1人暮らし又は高齢者のみの世帯で在宅の二次予防事業対象者(低栄養状態の方)	①概ね65歳以上の1人暮らし及び高齢者のみの世帯又は要介護が必要な高齢者 ②二次予防事業対象者(低栄養状態の方)	①1人暮らし又は高齢者のみの世帯で在宅の要介護、要支援認定者 ②二次予防事業対象者(低栄養状態の方)	①65歳以上の1人暮らし及び日中独居世帯又は高齢者のみの世帯の要介護、要支援認定者 ②1人暮らし又は高齢者のみの世帯で在宅の二次予防事業対象者	【一般会計事業】 概ね65歳以上の高齢者で身体状況等により調理が困難な方	【一般会計事業】 ①70歳以上の独居世帯又は80歳以上の高齢者のみの世帯 ②昼食の準備が困難な要介護者	【一般会計事業】 65歳以上の独居、高齢者のみの世帯、日中の概ね8時間以上が独居となる世帯など	【一般会計事業】 75歳以上の1人暮らし、高齢者世帯	
		利用基準	①週5回以内 ②週2回以内	①週6回以内 ②週5回以内	①週3回以内 ②週2回以内	①②週3回以内	週5回以内	①年2回 ②週1回以内	週2回以内	年4回	
		所得要件	なし								
16	介護予防把握事業	助成額	①250円/食 ②550円/食	①206円/食 ②594円/食	①2309円/食 ②309円/食	①2316円/食	216円/食	①2200円/食 ②200円/食	348円/食	400円/食	
		実施方法	地域包括支援センター職員による訪問 など	基本チェックリストの送付や地域包括支援センター職員による訪問 など	見守りボランティア等による巡回など	65歳以上の高齢者のうち、介護認定を受けていない方	社会福祉協議会に委託	社会福祉協議会に委託	食生活改善協議会に委託	社会福祉協議会に補助	
		対象者	65歳以上の高齢者のうち、介護予防が必要な方								
17	介護予防普及啓発事業	実施方法	基本チェックリストの送付や地域包括支援センター職員による訪問 など	基本チェックリストの送付や地域包括支援センター職員による訪問 など	見守りボランティア等による巡回など	見守りボランティア等による巡回など	基本チェックリストの送付や地域包括支援センター職員による訪問 など	65歳以上の高齢者のうち、町民研修を受診された方	—	—	
		対象者	一次、二次予防事業対象者	一次、二次予防事業対象者 65歳以上の高齢者など	健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	一次、二次予防事業対象者 65歳以上の高齢者など	—	65歳以上の高齢者	—	
		実施方法	高齢者協議会や高齢者の健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	高齢者協議会や高齢者の健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	社会福祉協議会等や町民による各種介護予防教室等の実施	—	—	—	
18	地域包括支援センター事業	対象者	老人クラブ会員や高齢者の健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	老人クラブ会員	老人クラブ会員や高齢者の健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	高齢者の健康づくり、介護予防活動に要する各種介護予防教室等の実施	老人クラブ会員	3人以上の団体、行政区、法人等が1回以上の出席者が概ね10人以上の活動	—	—	
		実施方法	老人クラブ連合会や体育協会などへの委託や直営による各種講座等の実施	老人クラブへの委託による各種講座等の実施	公民館や老人クラブなどへの委託や直営による各種講座等の実施	地域のボランティア団体による各種ボランティア大会や見守り活動等の実施	老人クラブへの委託による各種ボランティア大会や見守り活動等の実施	—	—	—	
		対象者	各市町村内に在住する65歳以上の高齢者及びその家族								
19	地域包括支援センター運営事業	運営方法	社会福祉協議会及び社会福祉法人、医療法人、生活協同組合に委託	社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人に委託	社会福祉協議会に委託	社会福祉協議会及び社会福祉法人等に委託	社会福祉協議会に委託	社会福祉協議会に委託	社会福祉協議会に委託	社会福祉協議会に委託	
		設置箇所数	18か所	4か所	1か所	3か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
		対象者	65歳以上の高齢者及びその家族								
20	総合相談支援事業	実施方法	高齢者の権利保護のために必要な支援をするため市町ごとに各地域包括支援センターと連携して実施								

No	事業名	基準等	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
21	認知症総合支援事業	対象者	認知症高齢者及びその家族							
		実施方法	市ごとに各地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員を配置 (地域包括支援センターへの 認知症地域支援推進員の 配置、認知症初期集中支援 チームの設置							—
22	生活支援体制整備事業	協議体 構成	自治連合会や民生委員、 地域包括支援センターなど 地域関係団体や介護サビ ス事業所などで構成	医師会や社会福祉協議会、 地域包括支援センター シルバー人材センターなど で構成	社会福祉協議会、地域包括 支援センター、まちづくり センター、NPOなどで構成	—	社会福祉協議会、民生委員、 自治会、介護予防リーダー、 中学校長、ボランティアなど	—	—	—
		協議体 運営方法	直営	直営	直営	—	直営	—	—	—
23	在宅医療・介護連携推 進事業	構成員	医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所などで構成							—
		実施方法	市ごとに各医師会、歯科医師会、薬剤師会などと協力して実施							—
24	家族介護教室等開催 事業	対象者	認知症の方を介護している家族 など							認知症の方を介護している家族 など
		実施方法	NPO等に委託	地域包括支援センターに 委託	社会福祉協議会、NPO に委託	直営	社会福祉法人に委託	高齢者相談センター（地域 包括支援センター）に委託	地域包括支援センターに 委託	—
25	介護サービス事業者等 適正化支援事業	対象者	介護サービス事業者							—
		実施方法	社会福祉協議会に委託	介護サービス事業者による 独自運営	直営	直営	介護サービス事業者による 独自運営	—	—	—
26	徘徊・見守りSOS ネットワーク事業	対象者	徘徊により行方不明となる 恐れのある方で事務所に 登録のある方	徘徊の恐れのある認知症 高齢者	65歳以上で見守りが必要な 高齢者	所在不明及び行方不明の 65歳以上高齢者	徘徊により行方不明となる 恐れのある方で事務所に 登録のある方	—	—	—
		配信方法	協力機関へのFAX送信 協力員へのメール配信	協力機関・協力員への メール配信	安ひろろメール登録者への メール配信	協力機関へのメール配信	協力機関・FAX送信	—	—	—

③モデル事業として実施する事業

[一は市町村で未実施の事業]

No	事業名	基準等	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
27	介護ボランティア ネットワーク事業	対象者	—	—	51才未満で介護・要介護・ 要支援認定を受けていない 力	—	—	—	—	—
		実施方法	研修を含め運営はシルバー 人材センターに委託 ※H28.7より事業開始	—	研修を含め運営はシルバー 人材センターに委託 ※H28.7より事業開始	—	—	—	—	—

④実施体制が整った段階で実施する事業

〔一は市町村で未実施の事業〕

No	事業名	基準等	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
28	地域支え合い訪問 サービス事業 (総合事業)	実施基準	総合事業として新たに実施予定							
		対象者								
29	短期集中支援訪問 サービス事業 (総合事業)	実施基準	総合事業として新たに実施予定							
		対象者								
30	移動支援訪問 サービス事業 (総合事業)	実施基準	総合事業として新たに実施予定							
		対象者								
31	地域支え合い通所 サービス事業 (総合事業)	実施基準	総合事業として新たに実施予定							
		対象者								
32	短期集中リハビリ通所 サービス事業 (総合事業)	実施基準	総合事業として新たに実施予定							
		対象者								
33	生活介護支援 サポーター養成事業	対象者	ボランティア活動に関心の ある方	ボランティア活動に関心の ある方	－	－	－	－	－	－
		実施方法	地域包括支援センター運営 法人に委託	直営						
34	高齢者な心生活 サポート事業 (総合事業)	対象者	在宅での生活を継続する うえで見守りや買い物支援 が必要の方	－	1人暮らしなど高齢者のみの 世帯	1人暮らしなど高齢者のみの 世帯	－	－	－	1人暮らしなど高齢者のみの 世帯
		実施方法	ボランティアによる1人 暮らし世帯への見守り、 買い物支援 など	－	ボランティアによる高齢者 世帯への訪問 など	ボランティアによる高齢者 世帯への訪問 など	－	－	－	社会福祉協議会職員による 高齢者世帯への訪問 など
35	高齢者世話付住宅 (シルバーハーフシリング) 生活援助員派遣事業	対象者	高齢者世話付住宅入居者							
		実施方法	社会福祉法人等に委託	社会福祉協議会等に委託	社会福祉法人に委託	社会福祉協議会に委託	社会福祉協議会等に委託	－	－	－

3 高齢者等実態把握調査結果について

(1) 調査概要

ア 目的

高齢者等実態把握調査（以下「本調査」とする）は、平成30年度からの3か年を期間とする「東三河広域連合介護保険事業計画」を策定するための基礎資料として、介護予防、生活支援、医療、介護、家族介護者等に関する実態と今後の意向等を把握するために、東三河8市町村に在住する要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象とした「高齢者ニーズ調査」と要介護認定を受けている65歳以上の高齢者を対象とした「要介護等認定者ニーズ調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。

イ 調査の種類と対象者

調 査 名	高齢者ニーズ調査			要介護等認定者ニーズ調査		
調 査 対 象 者	65 歳以上の要介護認定を受けていない人			65 歳以上の要介護認定を受けている人		
調 査 項 目	本人及び家族の状況、心身の状態、介護予防、生活支援、社会参加、住まい、医療、介護、今後の高齢者施策 など			本人及び家族の状況、生活支援、医療、住まい、介護保険、今後の高齢者施策、中心介護者 など		
抽 出 元 及 び 抽 出 方 法	住民基本台帳より無作為抽出 (要介護認定者を除外)			要介護認定者情報より無作為抽出		
調 査 方 法	郵送配付・郵送回収					
調 査 期 間	平成28年4月26日 ～ 平成28年5月13日					
回収状況	対 象 数	有効回収数	有効回収率	対 象 数	有効回収数	有効回収率
全 体	13,000 件	7,531 件	57.9%	12,000 件	6,092 件	50.8%
豊 橋 市	5,702	3,361	58.9	5,389	2,844	52.8
豊 川 市	3,041	1,718	56.5	2,748	1,385	50.4
蒲 郡 市	1,543	756	49.0	1,339	551	41.2
新 城 市	1,009	643	63.7	1,180	565	47.9
田 原 市	1,105	583	52.8	930	445	47.8
設 楽 町	300	199	66.3	211	110	52.1
東 栄 町	200	115	57.5	151	89	58.9
豊 根 村	100	63	63.0	52	31	59.6

ウ 報告書の見方

- 集計は、％表示での小数点以下第2位を四捨五入していますので、数値の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問は、すべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- 本文中で、比率の比較をする際には、ポイント（％表示での小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位で示しています。）と表記しています。
- 付問のある設問において、親設問には回答していないが、付問には回答している回答者については、親設問では「該当不明」とし、付問では有効回答として扱っています。ただし、該当不明が多い場合に限りです。
- 本文中では、高齢者ニーズ調査を「一般」、要介護認定等認定者ニーズ調査を「要介護」と表記しています。

(2) 調査結果

ア 属性について

(ア) 高齢者ニーズ調査（一般）

図1 性別（一般、回答者数:7,531）

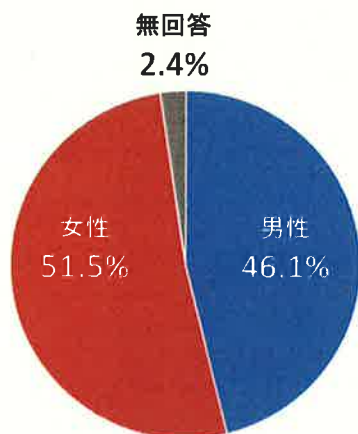


図2 年齢（一般、回答者数:7,531）

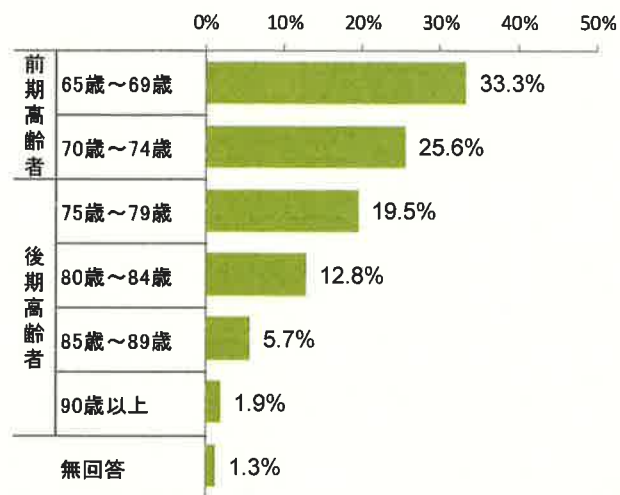
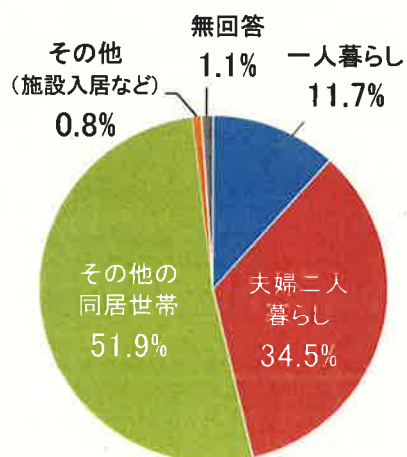


図3 家族構成（一般、回答者数:7,531）



(イ) 要介護等認定者ニーズ調査（要介護）

図4 性別（要介護、回答者数:6,092）

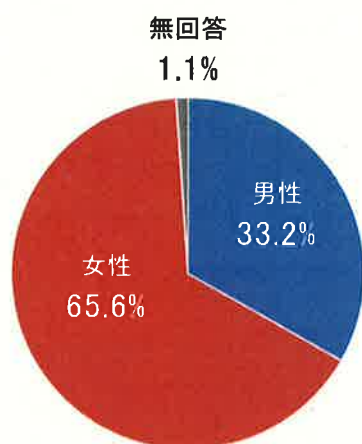


図5 年齢（要介護、回答者数:6,092）

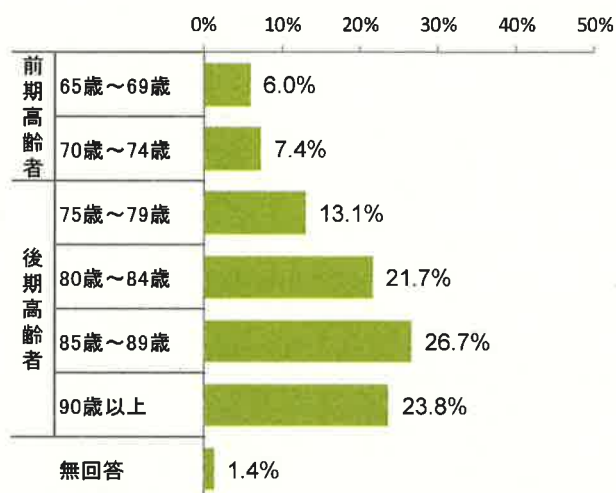


図6 家族構成（要介護、回答者数:6,092）

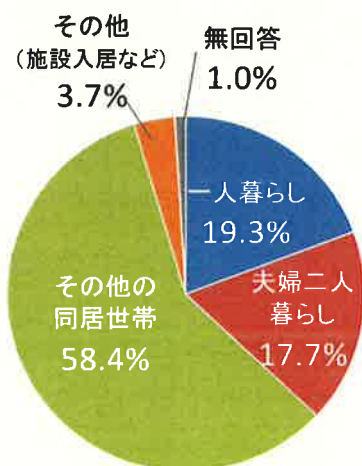
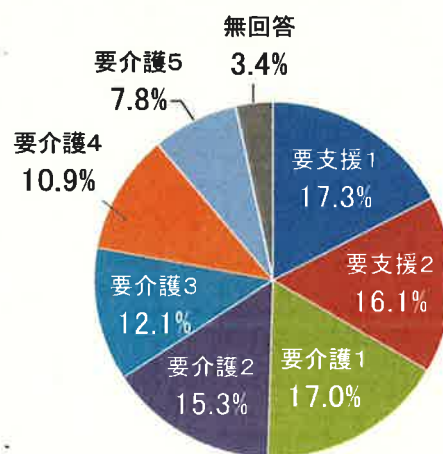


図7 現在の要介護度（要介護、回答者数:6,092）



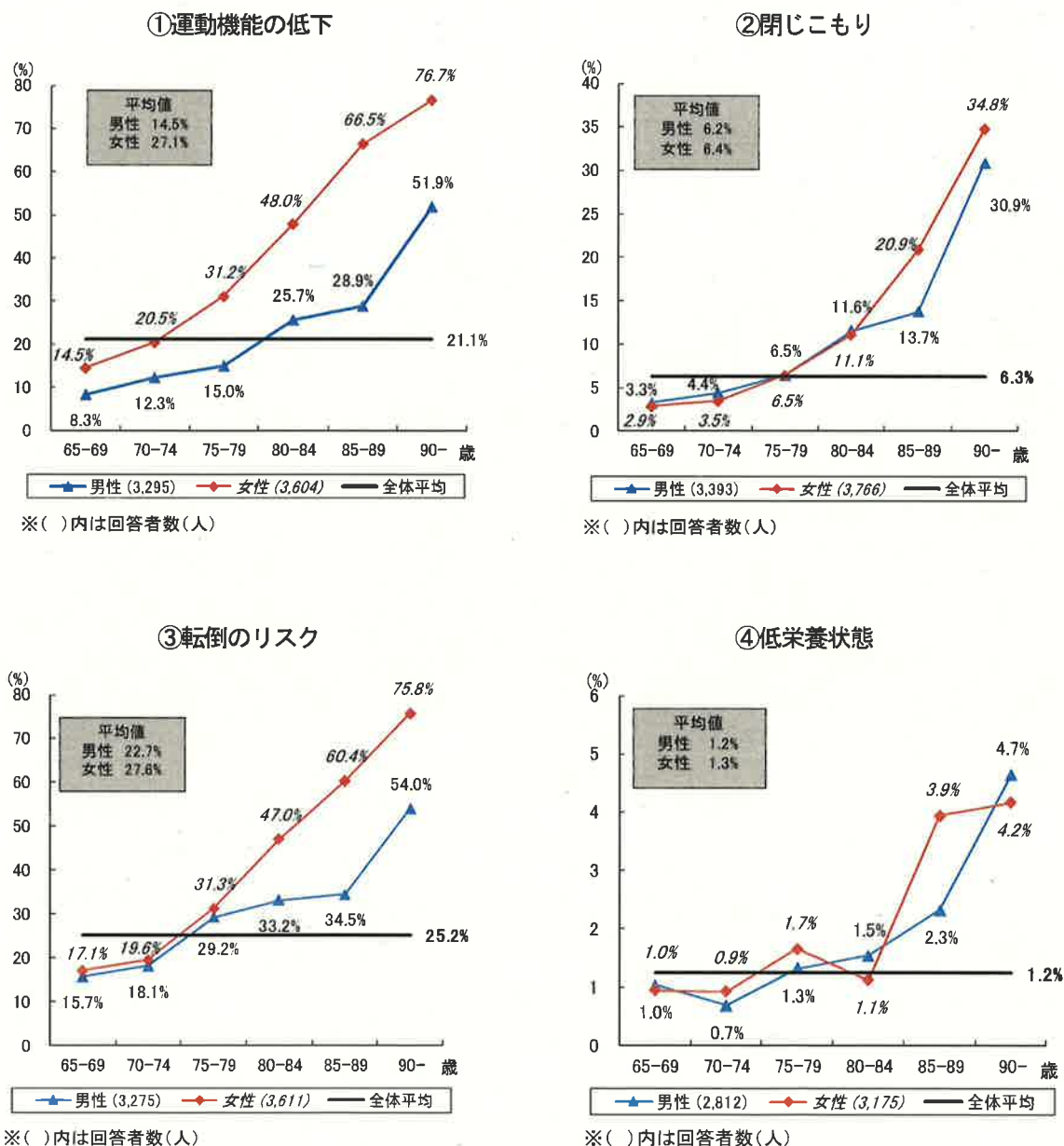
イ 介護予防について

(ア) 心身の健康状態（一般）

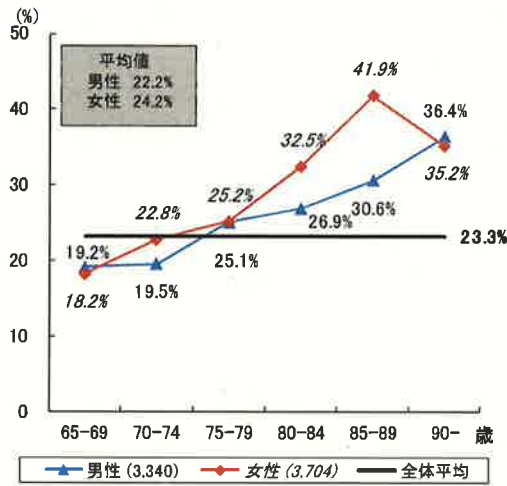
介護予防が必要な人を早期に発見するため、「①運動機能の低下」「②閉じこもり」「③転倒のリスク」「④低栄養状態」「⑤口腔機能の低下」「⑥認知機能の低下」「⑦うつ病のリスク」「⑧外部環境への適応能力の低下」の8つの項目について一般高齢者の心身機能の状態や健康状態を分析しました。

どの評価項目も年齢が上がるにつれて介護予防や生活支援等の取り組みが必要となる方の割合が高くなり、特に80歳以上では年齢が上がるにつれてその割合が急激に高くなっています。（図8）

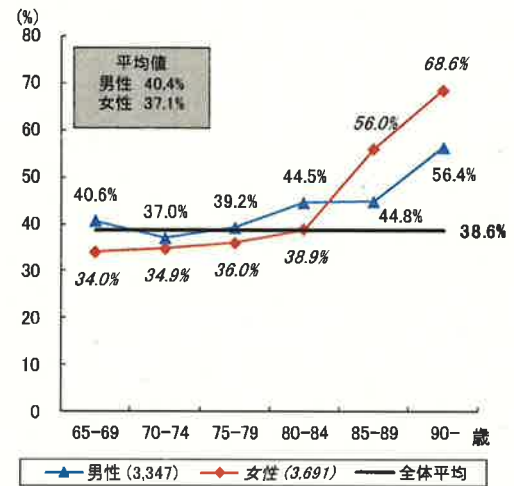
図8 生活機能に関するリスクの割合（一般、回答者数：7,320）



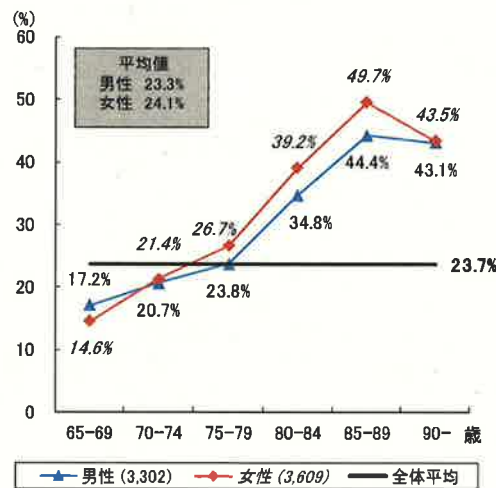
⑤口腔機能の低下



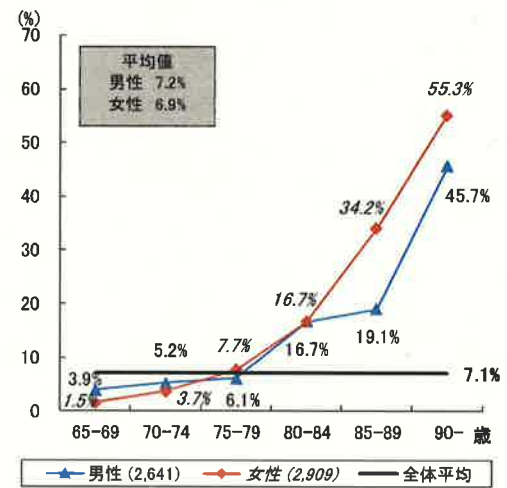
⑥認知機能の低下



⑦うつ病のリスク



⑧外部環境への適応能力の低下

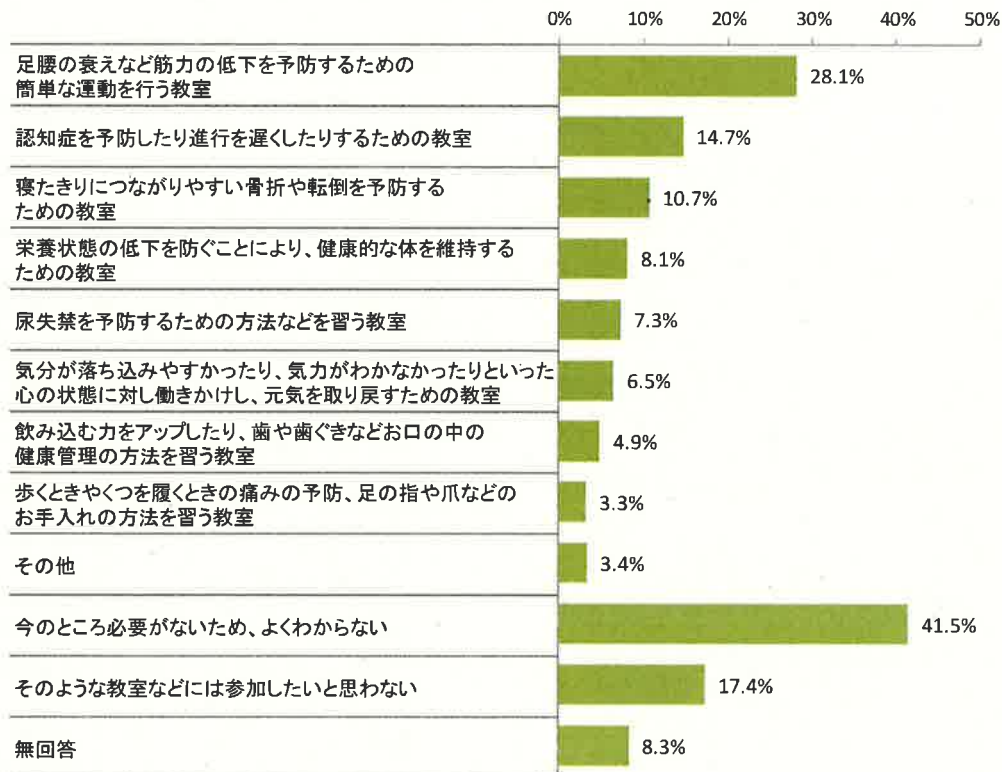


(イ) 介護予防活動の取り組み（一般）

一般高齢者が介護予防活動に関して参加したい取り組みは、「足腰の衰えなど筋力の低下を予防するための簡単な運動を行う教室」が28.1%と最も高く、次いで、「認知症を予防したり進行を遅くしたりするための教室」が14.7%、「寝たきりにつながりやすい骨折や転倒を予防するための教室」が10.7%、「栄養状態の低下を防ぐことにより、健康的な体を維持するための教室」が8.1%などとなっています。（図9）

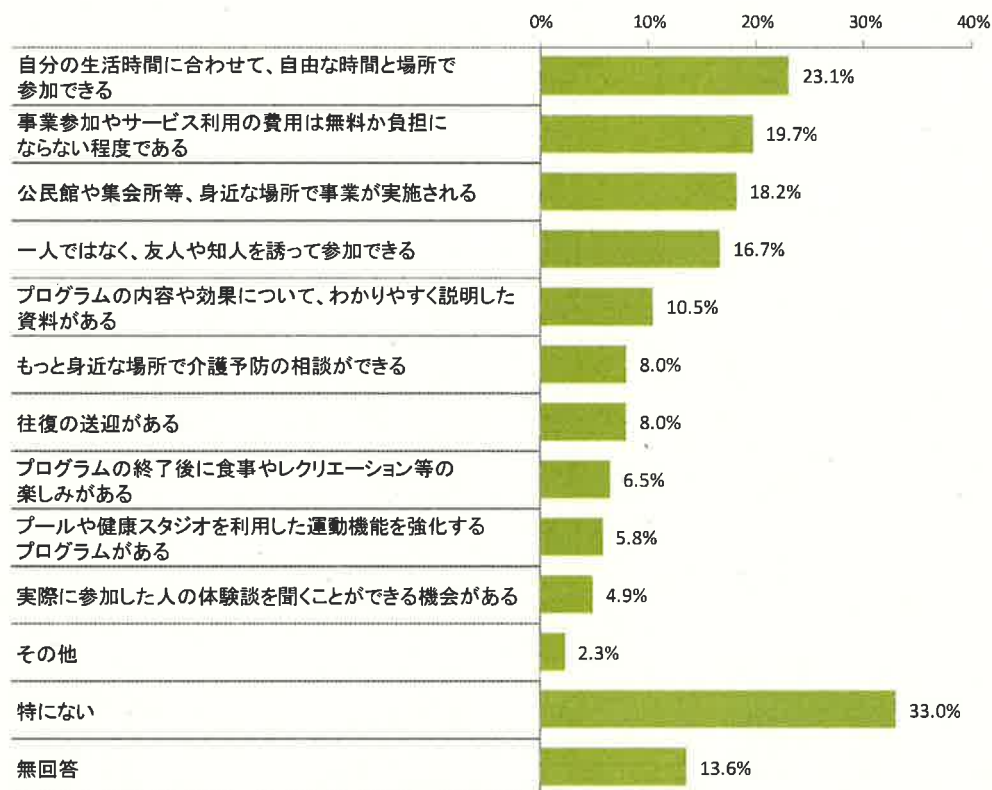
一方、「今のところ必要がないためよくわからない」が41.5%、「そのような教室などには参加したいと思わない」が17.4%と介護予防に対する必要性や興味を持たない人も多い結果となりました。

図9 参加したい介護予防活動（一般、回答者数:7,531）



介護予防活動に参加するための条件として「自分の生活時間に合わせて、自由な時間と場所で参加できる」が23.1%、「事業参加やサービス利用の費用は無料か負担にならない程度である」が19.7%、「公民館や集会場等、身近な場所で事業が実施される」が18.2%など「参加のしやすさ」がポイントとなっています。(図10)

図10 介護予防活動に参加するための条件 (一般、回答者数:7,531)



(ウ) 認知症高齢者に関すること（一般）

認知症に対する不安について調査したところ、『不安がある』は73.8%、『不安はない』は22.8%となっています。（図11）

今回の調査では、認知機能の障害程度の指標の一つであるCPSに準じた質問を組み込み、認知症の状況を把握しました。その結果、何らかの障害がある方（1レベル以上）は全体の24.2%でした。

性別でみると、1レベル以上は男性が27.4%、女性が21.2%と、女性の方が男性よりも、認知機能に障害がある方の割合が低くなっています。年齢別では、男女ともに年齢が上がるにつれて、1レベル以上の割合が増加し、90歳以上では半数前後が1レベル以上となります。（図12）

図11 認知症に対する不安
（一般、回答者数：7,531）

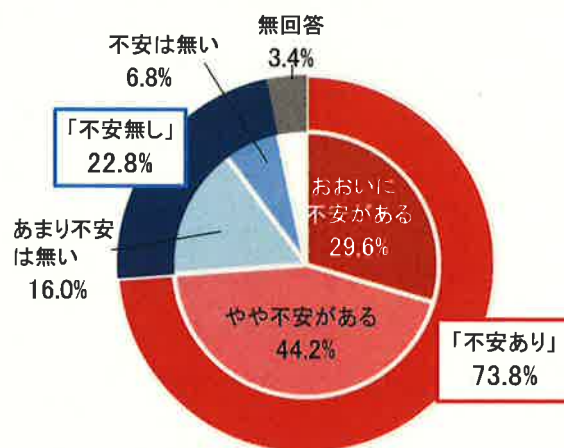
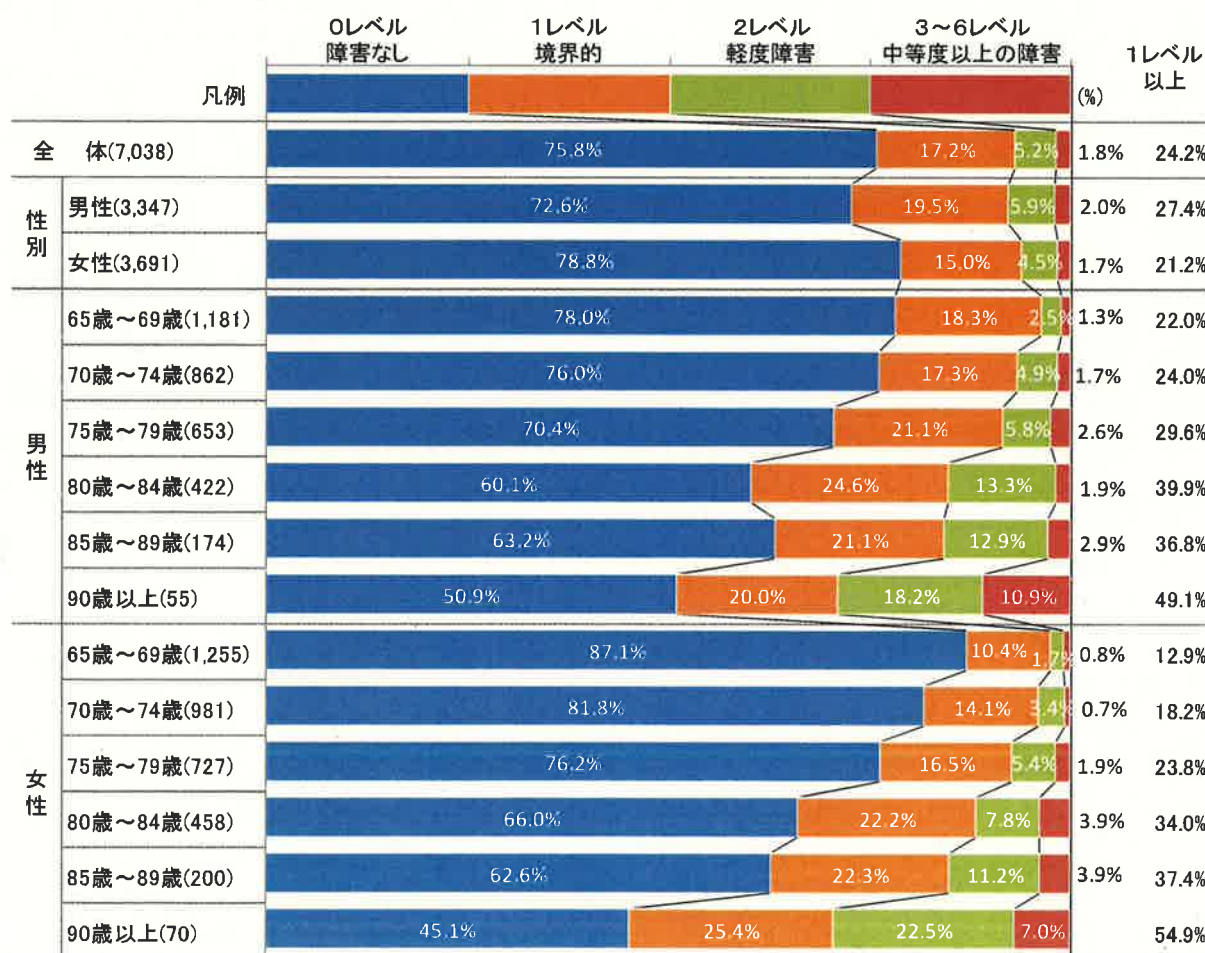


図12 認知機能障害程度（CPS）区分別割合（一般、回答者数：7,038）

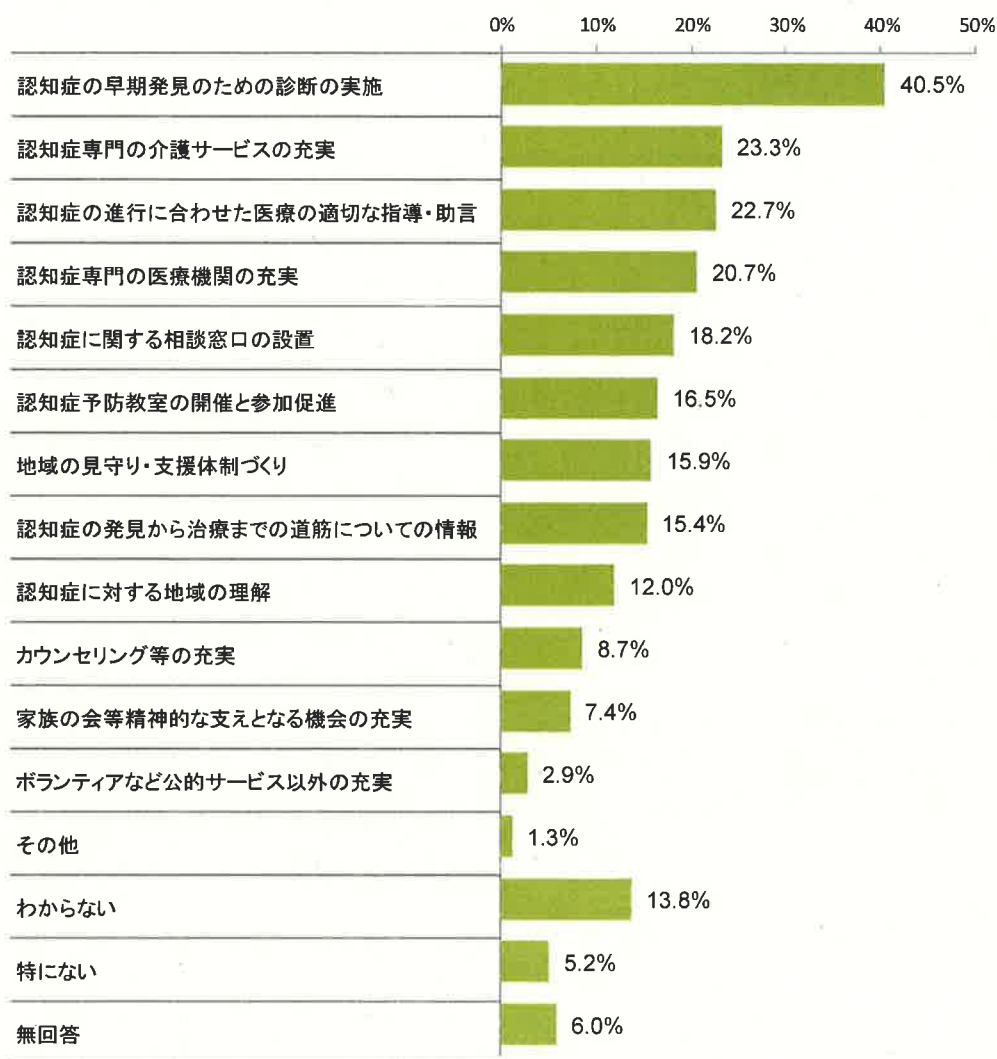


※（ ）内は回答者数（人）

※CPS (Cognitive Performance Scale) : 認知機能障害の評価尺度

認知症高齢者に対する支援で必要なことについて調査したところ、「認知症の早期発見のための診断の実施」が40.5%と最も高く、次いで、「認知症専門の介護サービスの充実」が23.3%、「認知症の進行に合わせた医療の適切な指導・助言」が22.7%、「認知症専門の医療機関の充実」が20.7%などとなっています。(図13)

図13 認知症に対する支援として必要なこと (一般、回答者数:7,531)

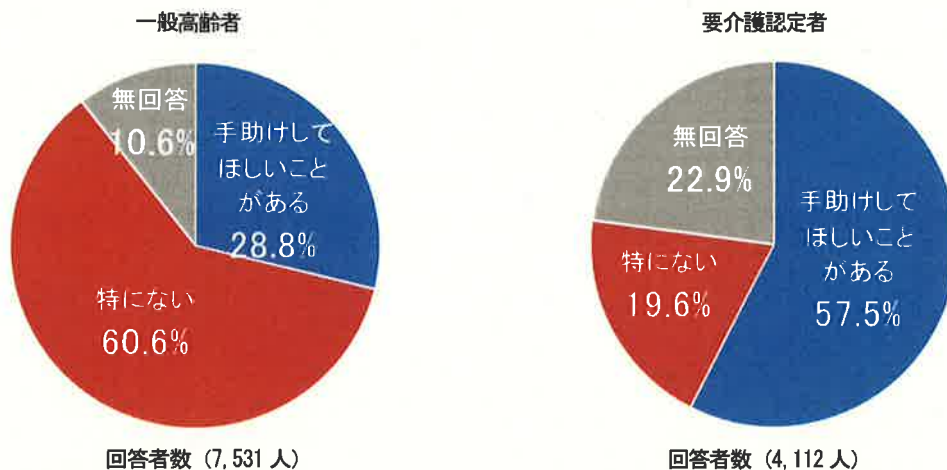


ウ 生活支援・社会参加について

(ア) 普段の生活の中で手助けしてほしいこと（一般、要介護）と手助けできること（一般）

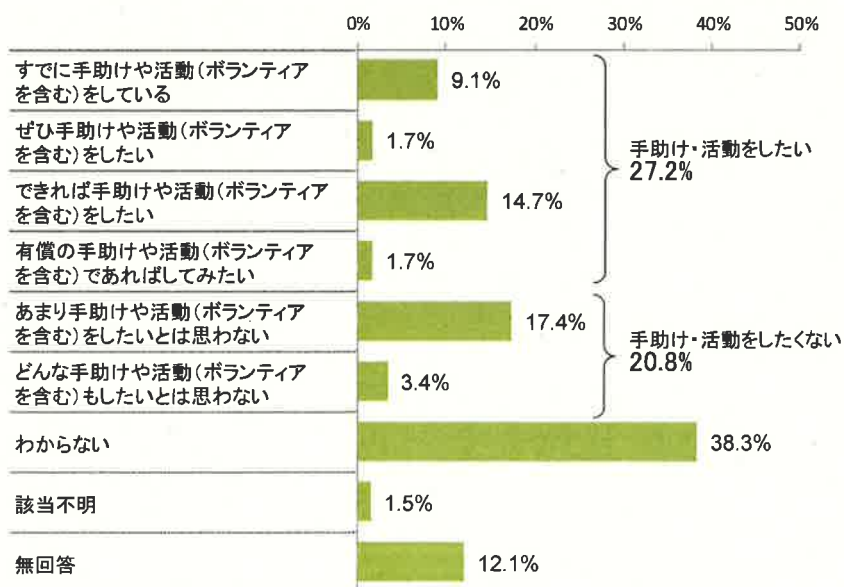
普段の生活の中で、「手助けしてほしいことがある」と感じている人は、一般高齢者が28.8%、また、要介護認定者は57.5%となっています。（図14）

図14 普段の生活の中で手助けしてほしいことの有無（一般、要介護）



一方、他の人の手助けや活動などの意向としては、「すでに手助けや活動をしている」から「有償の手助けや活動であればしてみたい」までの合計が27.2%、「あまり手助けや活動をしたいとは思わない」と「どんな手助けや活動もしたいとは思わない」の合計が20.8%となっています。（図15）

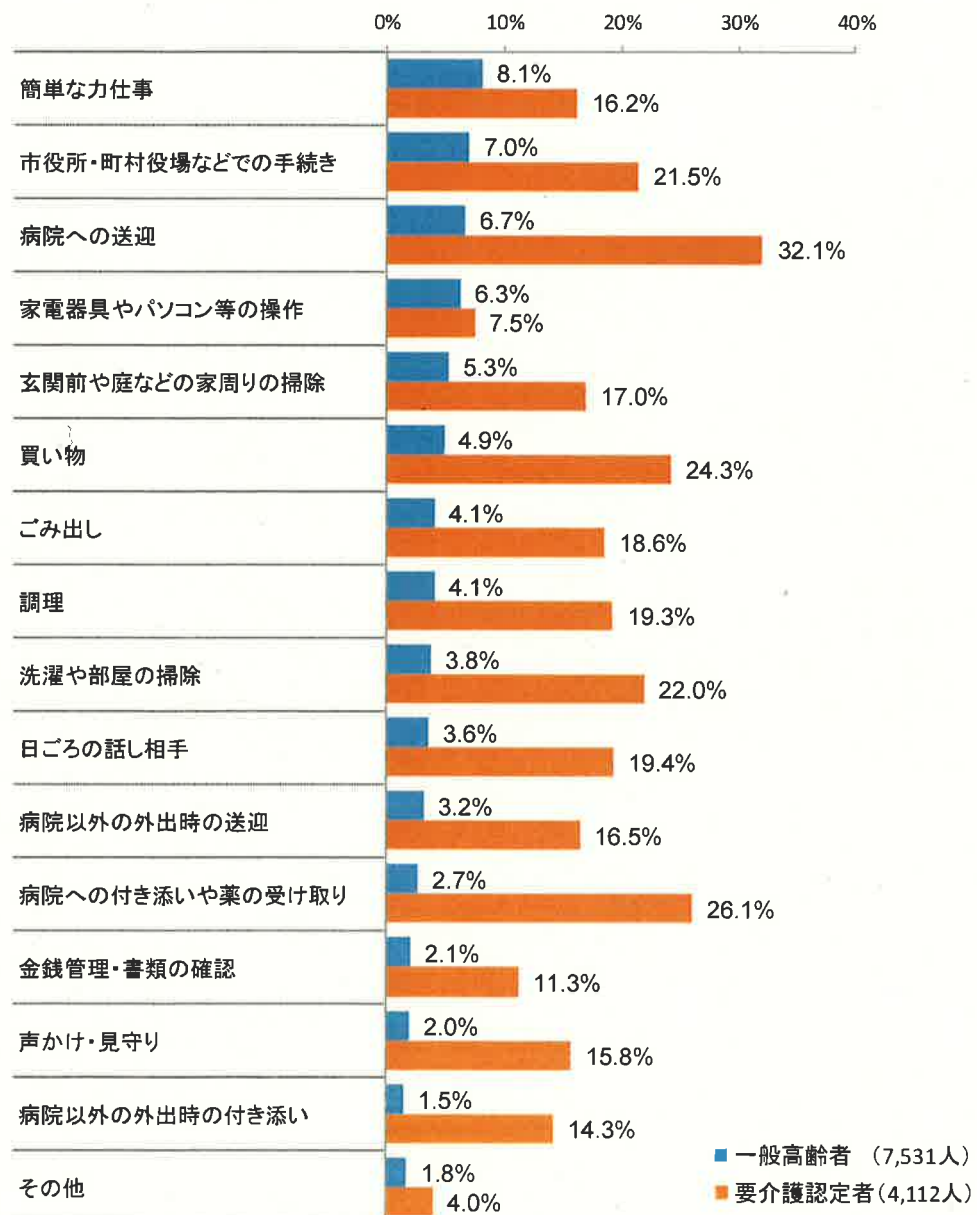
図15 他の人への手助け等の意向（一般、回答者数:7,531）



具体的に手助けしてほしいこととして挙げられているものは、一般高齢者では、「簡単な力仕事」「市役所・町村役場などでの手続き」「病院への送迎」「家電器具やパソコン等の操作」などとなっていますが、いずれも1割に満たない低い値となっています。

一方、要介護認定者では、「病院への送迎」が32.1%と最も高く、次いで、「病院への付き添いや薬の受け取り」が26.1%、「買い物」が24.3%、「洗濯や部屋の掃除」が22.0%などとなっており、通院への対応やさまざまな生活支援のニーズが高くなっています。(図16)

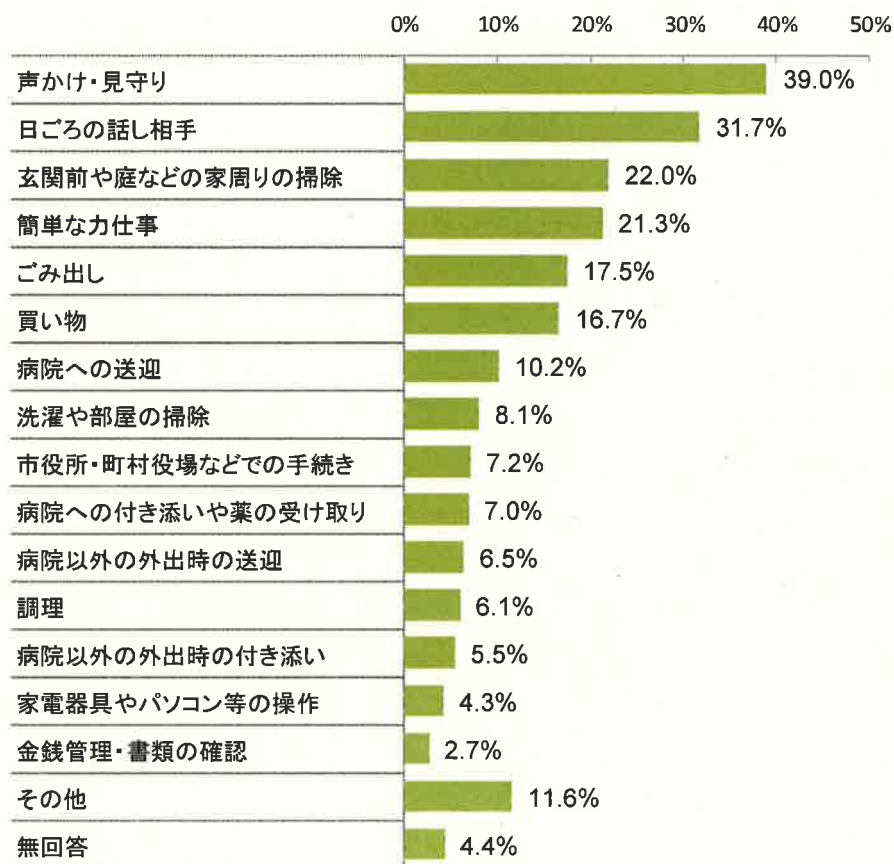
図16 普段の生活の中で具体的に手助けしてほしいこと (一般、要介護)



()内は回答者数

他の人への手助け等の意向調査で「手助け・活動をしたい」と回答した一般高齢者に対して、具体的に手助けできることについて調査したところ、「声かけ・見守り」が39.0%と最も高く、次いで、「日ごろの話し相手」が31.7%、「玄関前や庭などの家周りの掃除」が22.0%、「簡単な力仕事」が21.3%などとなっています。一方、要介護認定者が手助けしてほしいこととして、2割以上の人から希望が挙がっていた「買い物」「洗濯や部屋の掃除」「病院への送迎」「病院への付き添いや薬の受け取り」「市役所・町村役場などでの手続き」に対しては、1割以下の回答となっています。（図17）

図17 普段の生活の中で手助けできること （一般、回答者数:2,164）

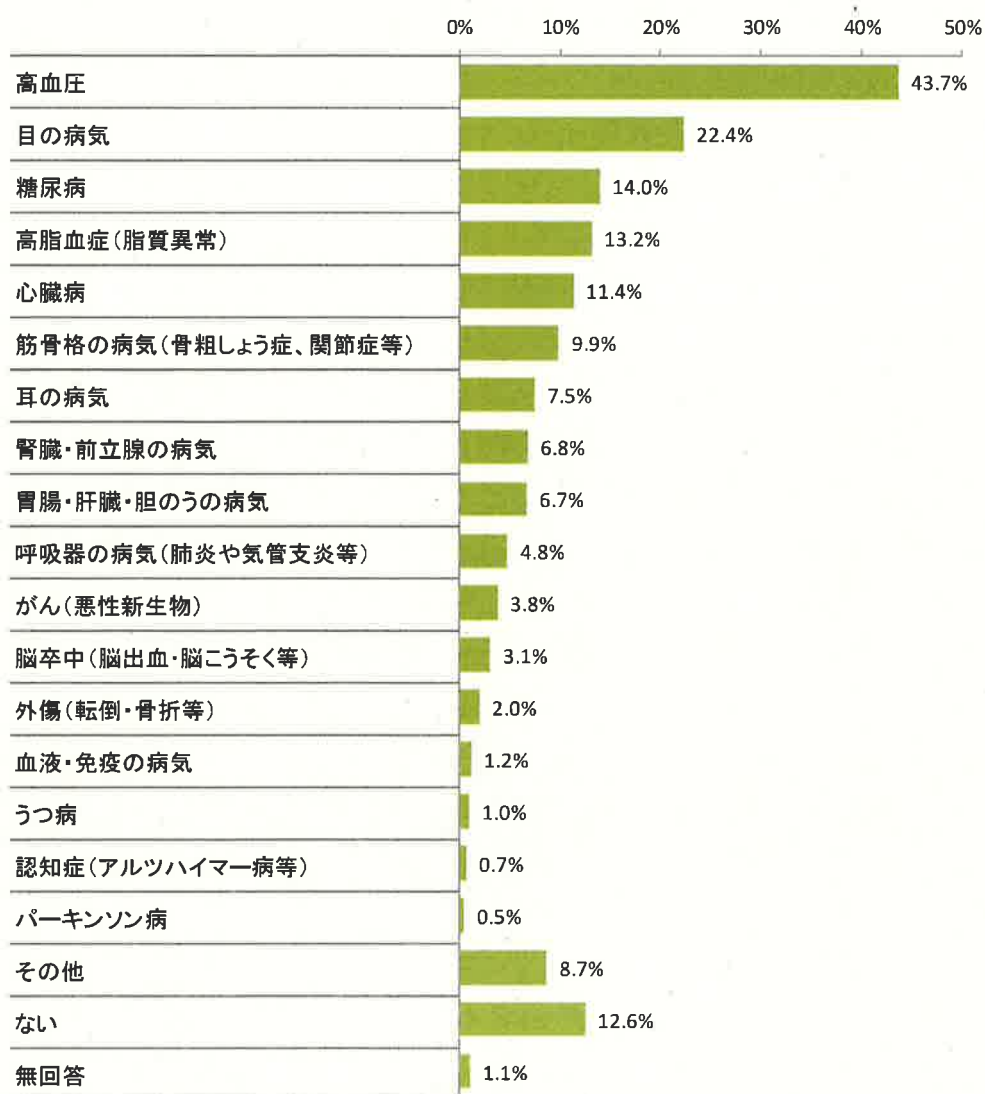


エ 医療について

(ア) 現在治療中または後遺症のある病気（一般）

現在治療中、または後遺症のある病気をみると、「高血圧」が43.7%と最も高くなっています。次いで、「目の病気」が22.4%、「糖尿病」が14.0%、「高脂血症（脂質異常）」が13.2%、「心臓病」が11.4%などとなっています。（図18）

図18 現在治療中または後遺症のある病気の種類（一般、回答者数:7,320）

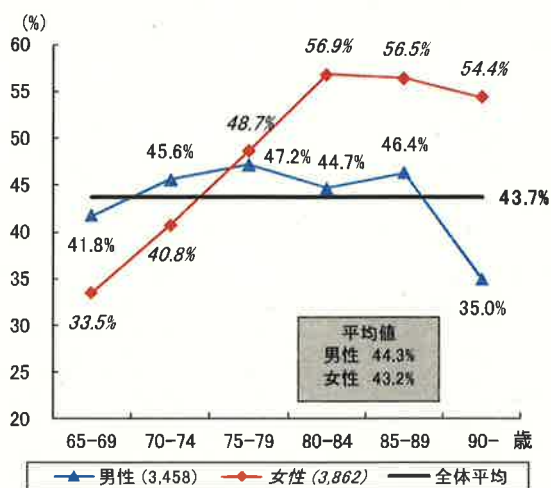


病気の種類によって性別で有病率の傾向が異なり、「筋骨格の病気」を除き男性が女性よりも有病率が高くなっています。

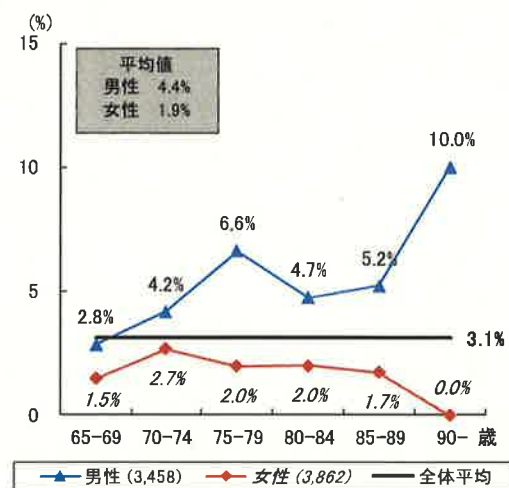
年齢別では、おおむね年齢が上がるにつれて、「高血圧」「脳卒中（脳出血・脳こうそく等）」「心臓病」「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」は高くなっています。（図19）

図19 有病率（一般、回答者数:7,320）

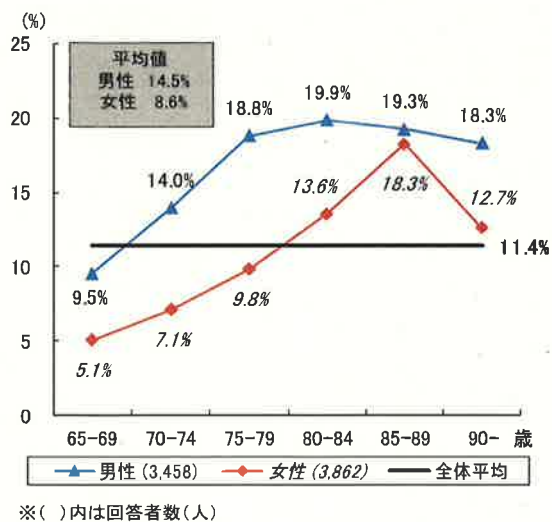
①有病率（高血圧）



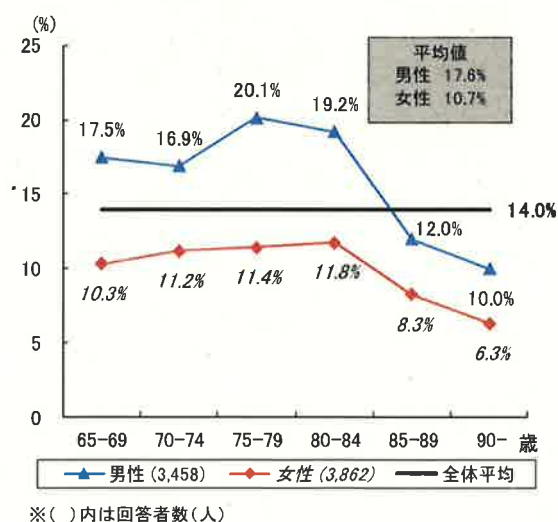
②有病率（脳卒中（脳出血・脳こうそく等））



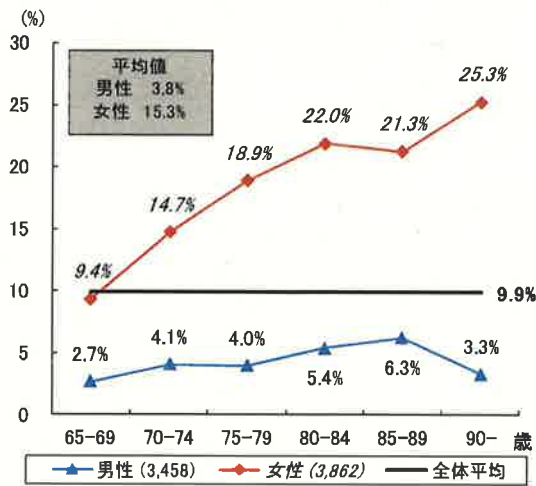
③有病率（心臓病）



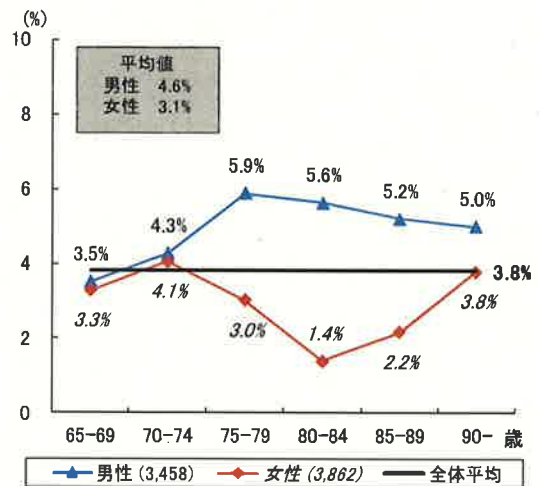
④有病率（糖尿病）



⑤有病率（筋骨格の病気）

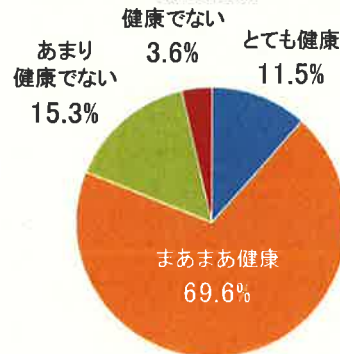


⑥有病率（がん（悪性新生物））



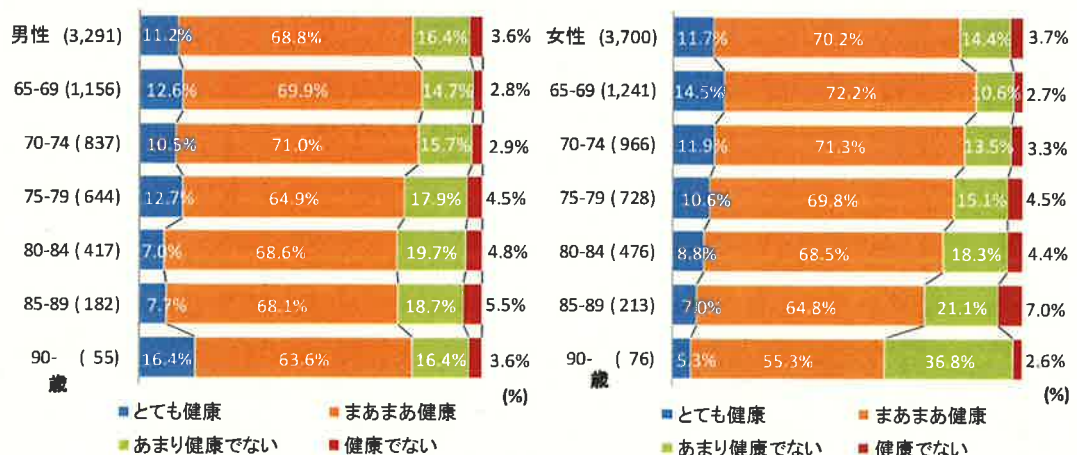
主観的健康感についてたずねたところ、全体では『健康である』は81.1%、『健康でない』は18.9%となっています。性別でみると、おおむね男性より女性の方が、『健康である』が高くなっています。年齢別では、男女ともにおおむね年齢が上がるにつれて、『健康である』の割合は低下しています。（図20・図21）

図20 主観的健康感（一般）



回答者数（6,991人）、無回答を除外して集計

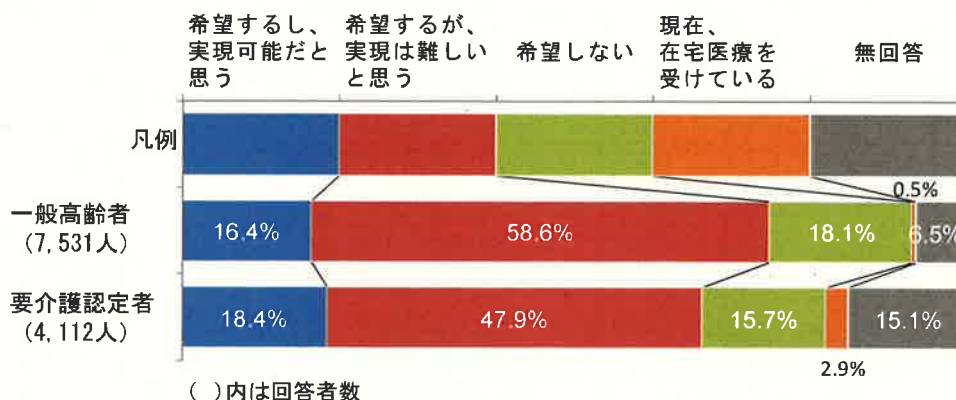
図21 主観的健康感（一般）



(イ) 在宅医療の希望と実現の可能性（一般、要介護）

在宅医療の希望と実現度について調査したところ、両調査ともに「希望するが、実現は難しいと思う」（一般高齢者が6割弱、要介護認定者が5割弱（無回答が15%強あり））が最も高くなっています。（図22）

図22 在宅医療の希望と実現度（一般、要介護）



在宅療養支援病院・診療所が「どこにあるか知っている」と回答した人は、一般高齢者、要介護認定者とも1割未満にとどまっています。（図23）

図23 24時間365日体制で往診や訪問診療を行う
在宅療養支援病院・診療所の認知度（一般、要介護）

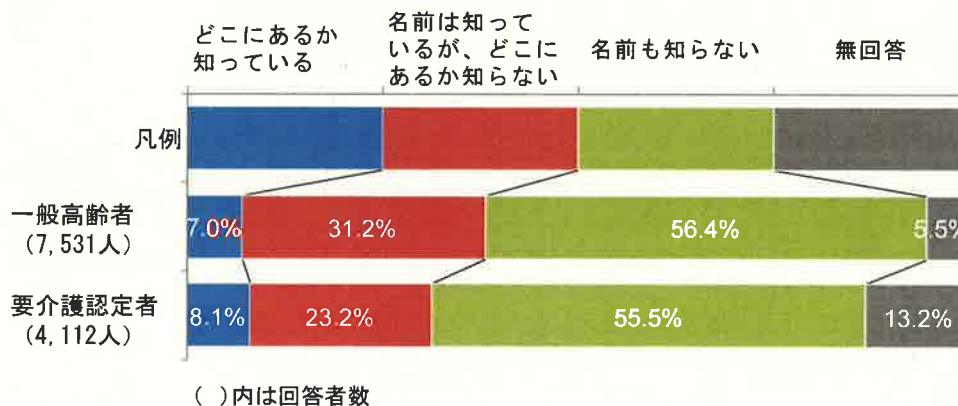


表24：在宅療養支援病院・診療所数（H27.2現在）

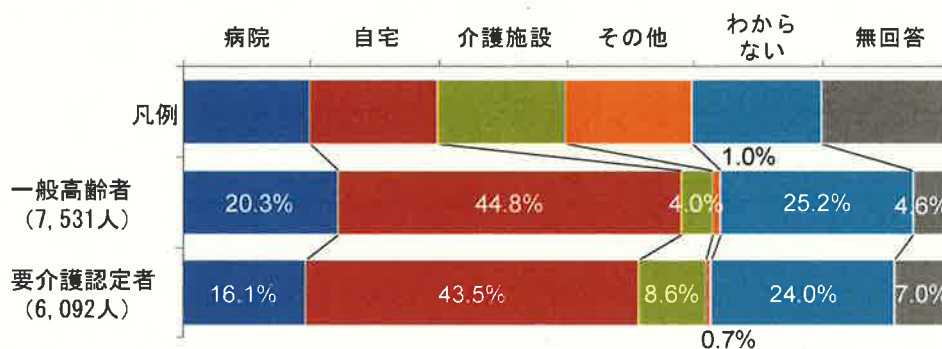
市町村名	在宅療養支援病院数	在宅療養診療所数	計	市町村名	在宅療養支援病院数	在宅療養診療所数	計
豊橋市	1	26	27	田原市	0	7	7
豊川市	1	15	16	設楽町	0	0	0
蒲郡市	0	11	11	東栄町	1	1	2
新城市	0	1	1	豊根村	0	0	0
合 計					3	61	64

（出典 愛知県健康福祉部保健医療局医務国保課HP）

(ウ) 人生の最期を迎えたい場所（一般、要介護）

人生の最期を迎える場所として希望するところは、一般高齢者、要介護認定者ともに「自宅」が4割強と最も高く、次いで、「病院」が2割弱とおおむね同じ傾向を示しています。また、要介護認定者は「介護施設」も1割弱が希望しています。(図25)

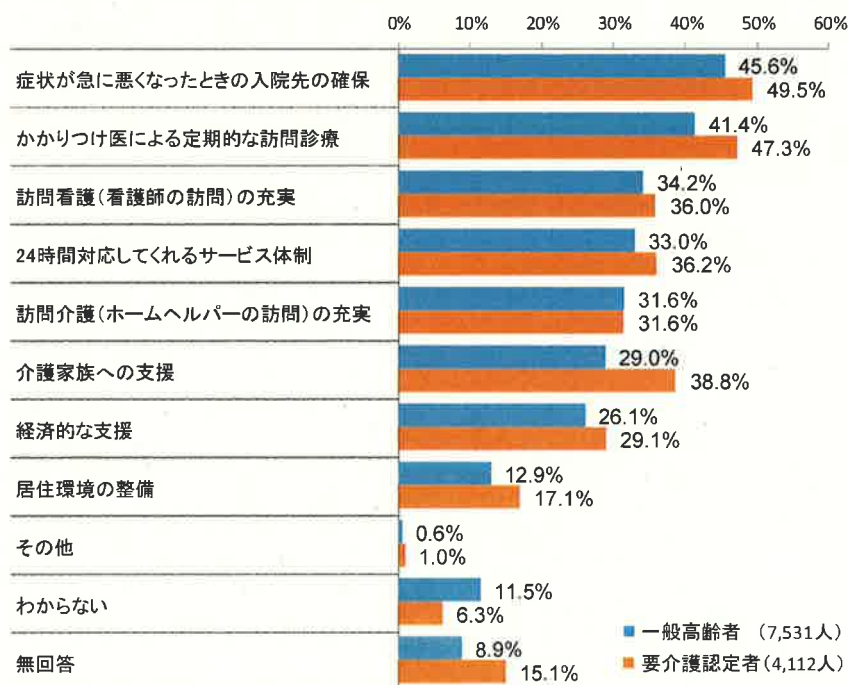
図25 人生の最期を迎える場所として希望するところ（一般、要介護）



()内は回答者数

自宅で最期まで療養するために必要なことについて調査したところ、一般高齢者、要介護認定者とも、「症状が急に悪くなったときの入院先の確保」「かかりつけ医による定期的な訪問診療」「訪問看護（看護師の訪問）の充実」「24時間対応してくれるサービス体制」「訪問介護（ホームヘルパーの訪問）の充実」が3～4割台となっています。要介護認定者では、「介護家族への支援」も高くなっています。(図26)

図26 自宅で最期まで療養するために必要なこと（一般、要介護）



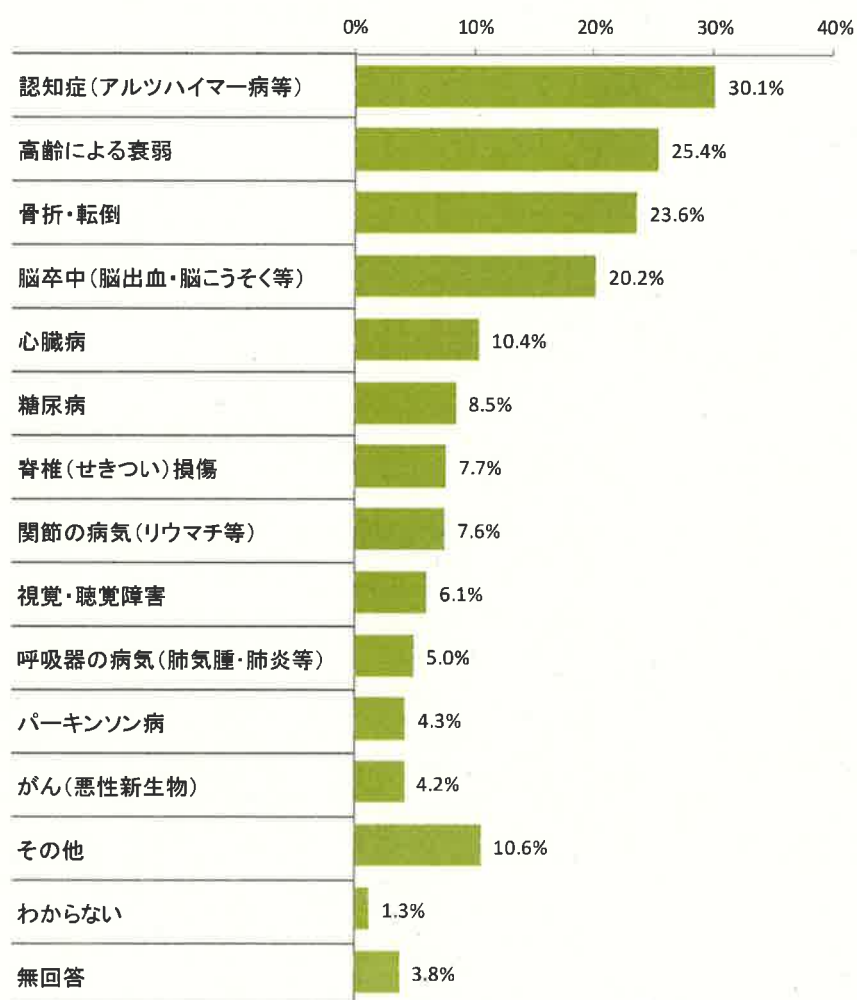
()内は回答者数

オ 介護について

(ア) 介護が必要になった主な原因（要介護）

介護が必要となった原因について調査したところ、「認知症（アルツハイマー病等）」が 30.1%と最も高くなっています。次いで、「高齢による衰弱」が 25.4%、「骨折・転倒」が 23.6%、「脳卒中（脳出血・脳こうそく等）」が 20.2%の順となっています。（図 2 7）

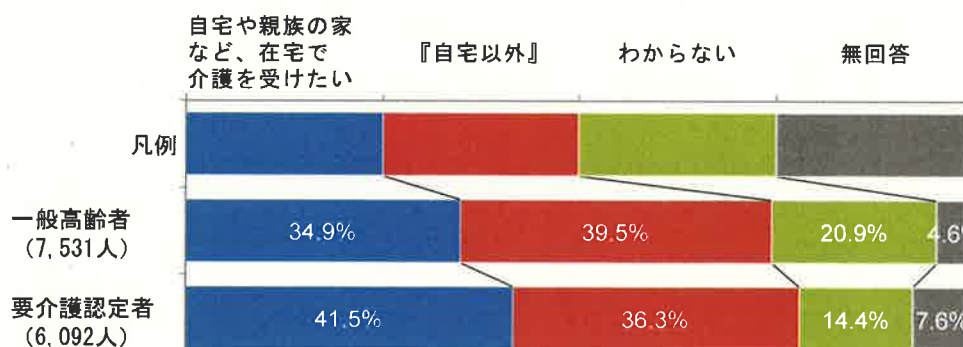
図 2 7 介護が必要となった原因（要介護、回答者数:6,092）



(イ) 今後介護を受けたい場所（一般、要介護）

今後どこで介護を受けたいかについて調査したところ、一般高齢者は「自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい」が34.9%に対して、要介護認定者は41.5%であり、要介護認定者の方が高くなっています。一方、「自宅以外」は一般高齢者が39.5%に対して、要介護認定者は36.3%であり、一般高齢者の方が高くなっています。（図28）

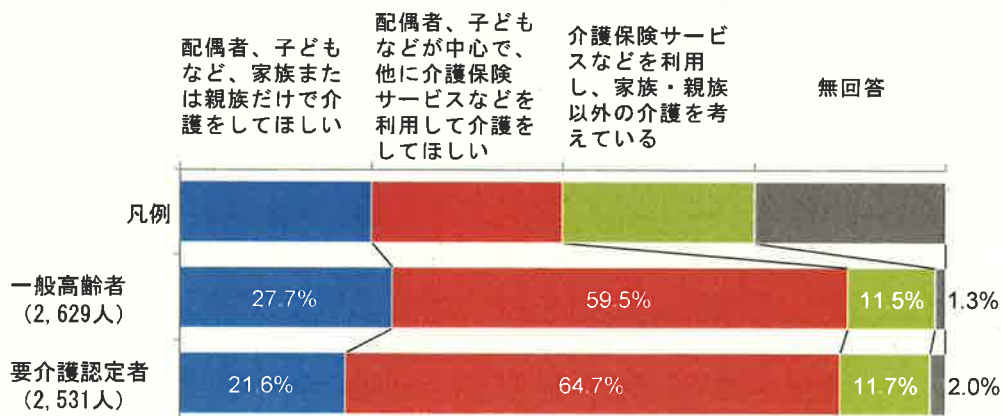
図28 どこで介護を受けたいか（一般、要介護）



()内は回答者数

在宅で介護を受けたいと回答した方を対象に介護の受け方として希望するものを調査したところ、一般高齢者、要介護認定者とも、「介護保険サービスを利用」が7割強であり、その内訳は、「配偶者、子どもなどが中心で、他に介護保険サービスなどを利用して介護をしてほしい」が6割前後、「介護保険サービスなどを利用し、家族・親族以外の介護を考えている」が1割強となっています。（図29）

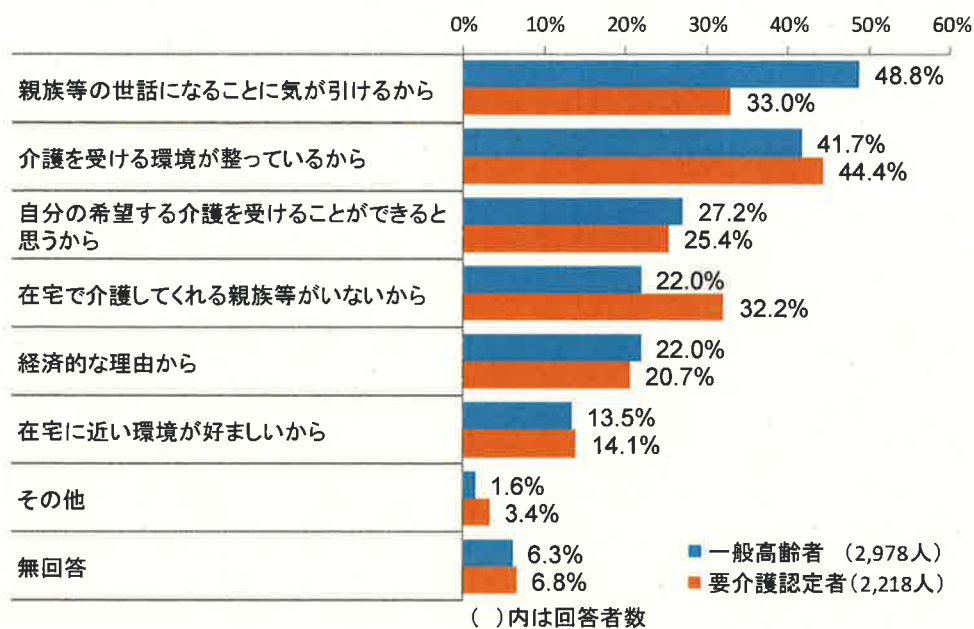
図29 だれから介護を受けたいか（一般、要介護）



()内は回答者数

介護を受けたい場所として「自宅以外」と回答した方を対象に、自宅以外を選んだ理由を調査したところ、一般高齢者は「親族等の世話になることに気が引けるから」「介護を受ける環境が整っているから」がともに4割強、要介護認定者は「介護を受ける環境が整っているから」が4割強、また、「親族等の世話になることに気が引けるから」「在宅で介護してくれる親族等がないから」が3割強として挙げています。(図30)

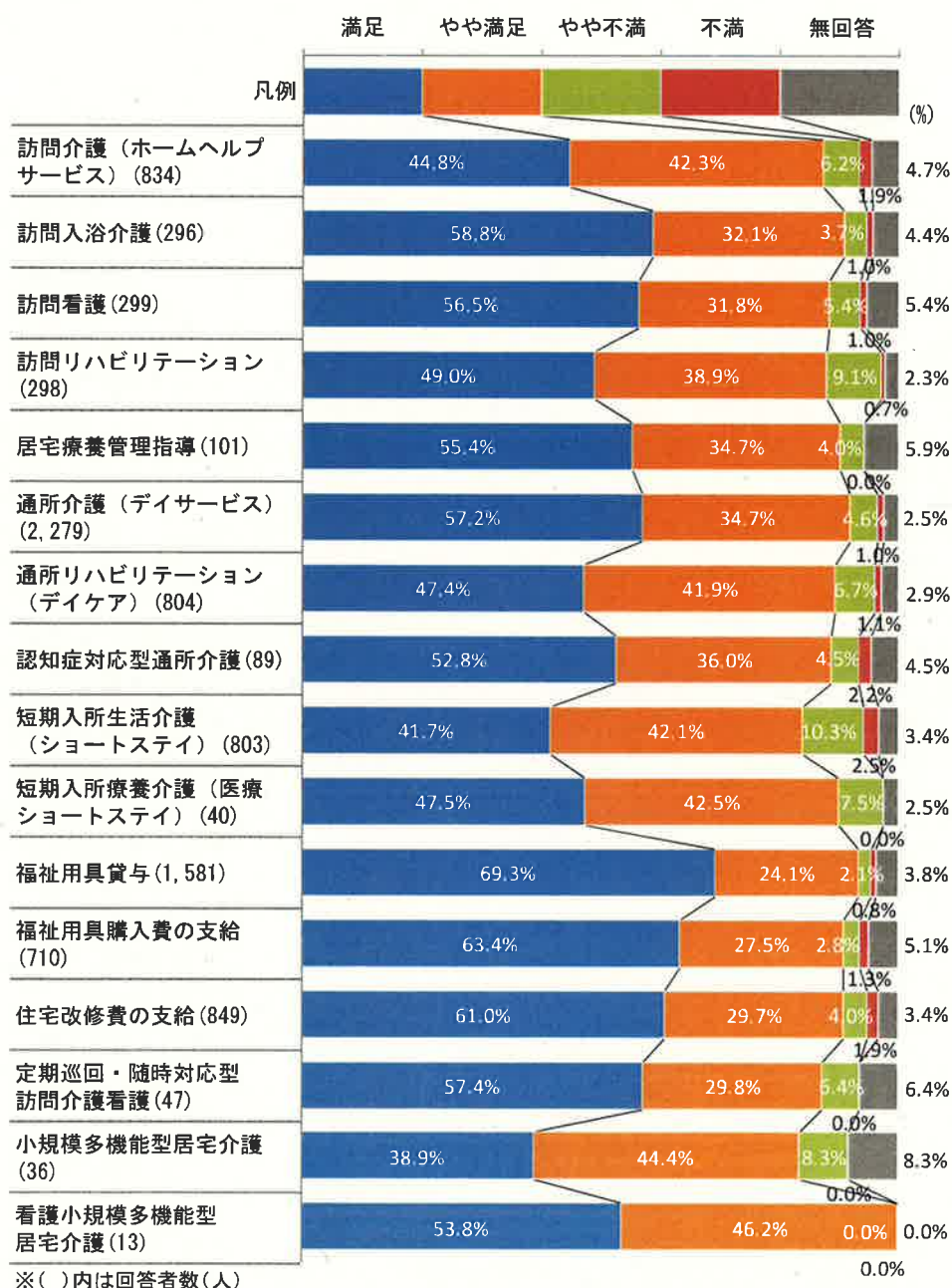
図30 介護を受けたい場所として自宅以外を選んだ理由 (一般、要介護)



(ウ) 介護保険サービスの満足度及び利用による変化（要介護）

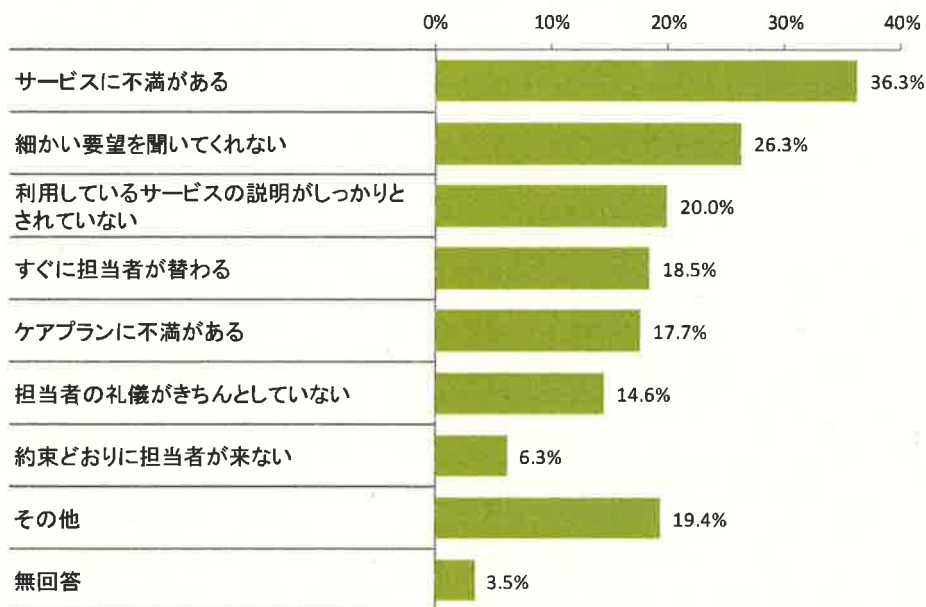
介護保険サービスの満足度は、ほとんどのサービスで「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』が9割前後であり、極めて高い値となっています。『満足』が高いサービスは、福祉用具貸与、通所介護、訪問入浴、訪問介護となっています。「不満」と「やや不満」が1割前後とやや高いサービスは、短期入所生活介護、訪問リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護となっています。（図31）

図31 介護保険サービスの満足度（要介護）



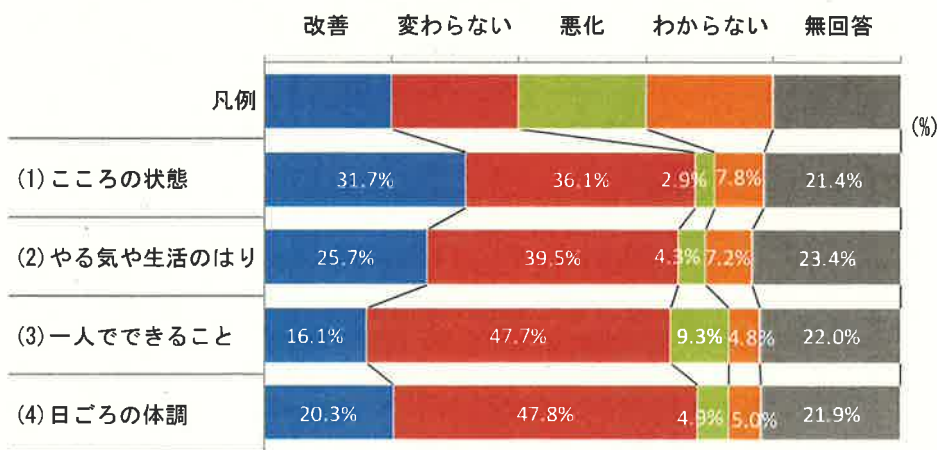
介護保険サービス提供事業者の不満の内容について聞いたところ、「サービスに不満がある」が36.3%と最も高くなっています。次いで、「細かい要望を聞いてくれない」が26.3%、「利用しているサービスの説明がしっかりとされていない」が20.0%、「すぐに担当者が替わる」が18.5%の順となっています。(図3 2)

図3 2 介護保険サービス提供事業者の不満の内容 (要介護、回答者数:480)



介護保険サービスの利用による変化について調査したところ、「改善」の度合いが高いものは、「(1)こころの状態」が31.7%、「(2)やる気や生活のはり」が25.7%となっています。(図3 3)

図3 3 介護保険サービスの利用による変化 (要介護、回答者数:4,919)



カ 家族介護者について

(ア) 本人と中心介護者との関係 (要介護)

本人と中心介護者の関係について調査したところ、「配偶者（夫・妻）」が25%となっており、中心介護者の4人に1人が配偶者となる老々介護の現状が浮き彫りとなりました。（図34）

また、息子や娘の割合も33.3%となっており、中心介護者の年齢区分を見ると60歳代以上が62.1%を占めており、介護者の高齢化がうかがえる結果となりました。（図35）

図34 本人と中心介護者との関係（要介護、回答者数:6,092）

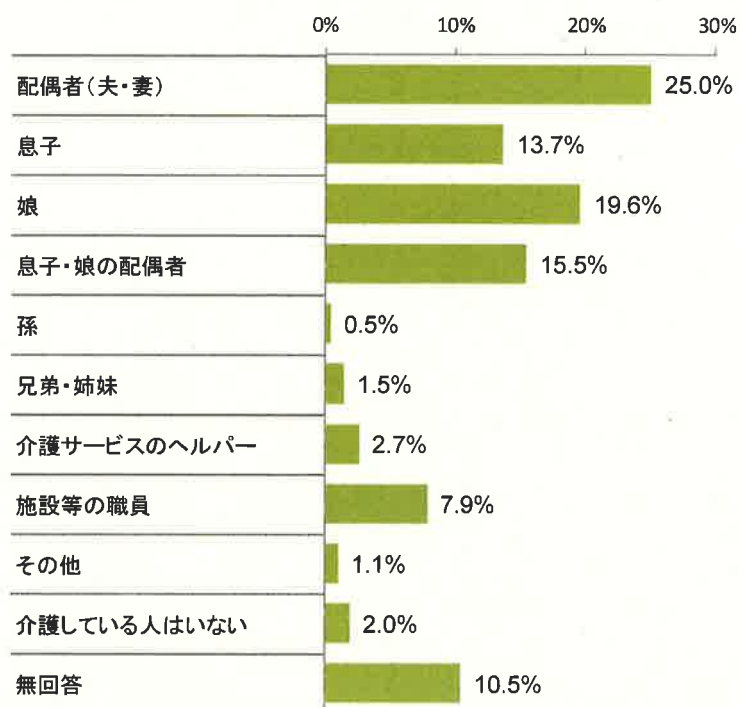


図35 中心介護者の年齢
(要介護、回答者数:4,623)

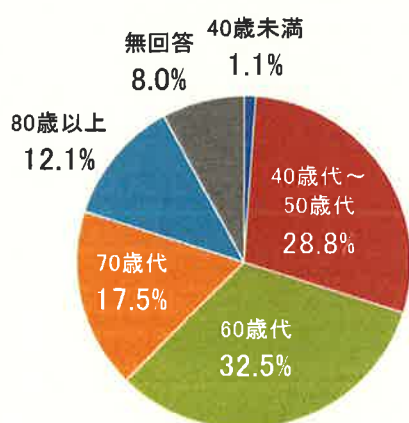
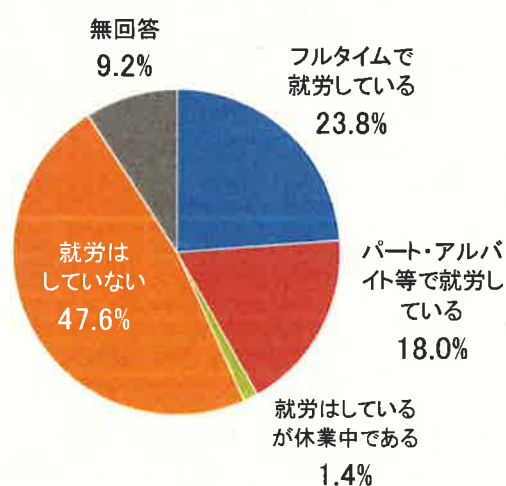


図36 中心介護者の就労状況等
(要介護、回答者数:4,623)



(イ) 家族介護者への支援（要介護）

介護の負担や悩みの有無について調査したところ、「負担や悩みを感じる」は70.5%となっており、「時々、負担や悩みを感じる」と「常に、負担や悩みを感じる」は合わせて5割を超えています。一方、「特に、負担や悩みはない」は14.9%にとどまっています。（図37）

次に、負担や悩みの内容について調査したところ、「精神的負担が大きい」が65.5%と最も高く、次いで、「肉体的負担が大きい（睡眠不足・腰痛等を含む）」が40.7%、「介護のストレスから、イライラして本人に当たってしまうことがある」が28.9%、「介護のことが気になって、思うように外出できない」が28.3%などとなっています。（図38）

図37 介護の負担や悩みの有無（要介護、回答者数:4,623）

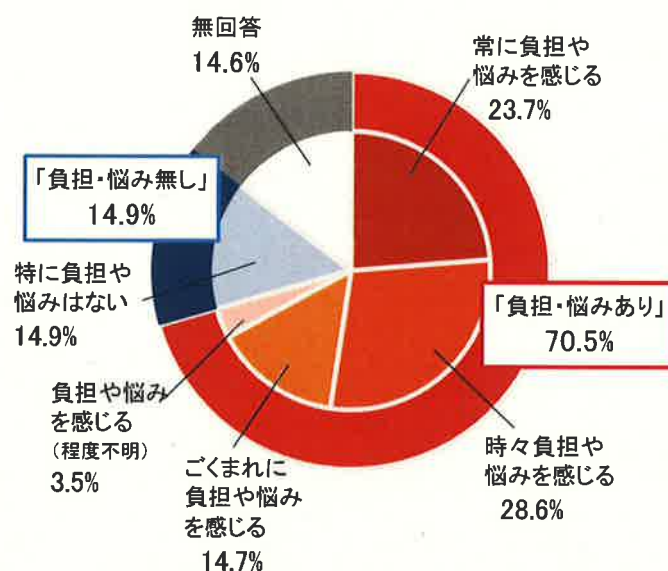
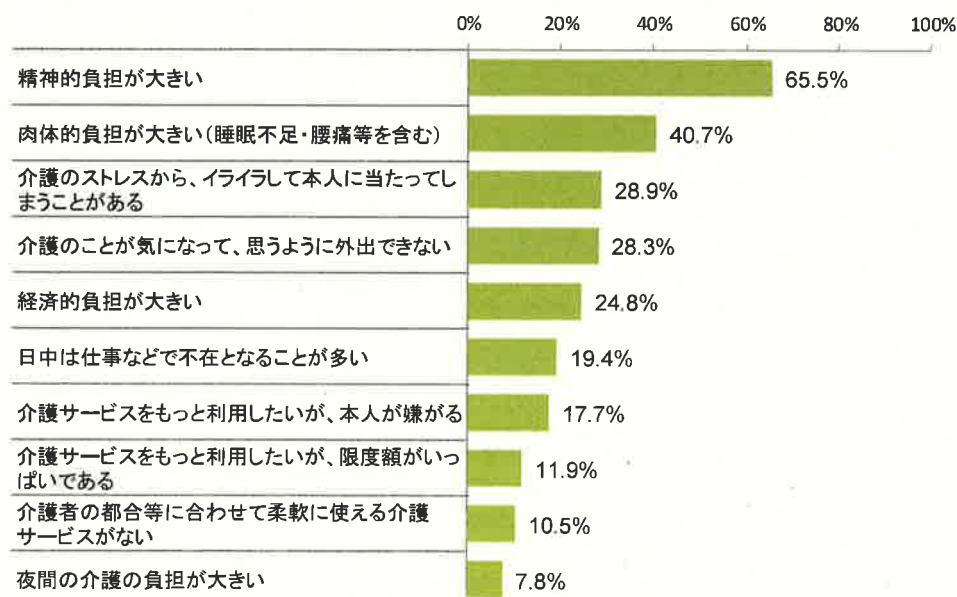
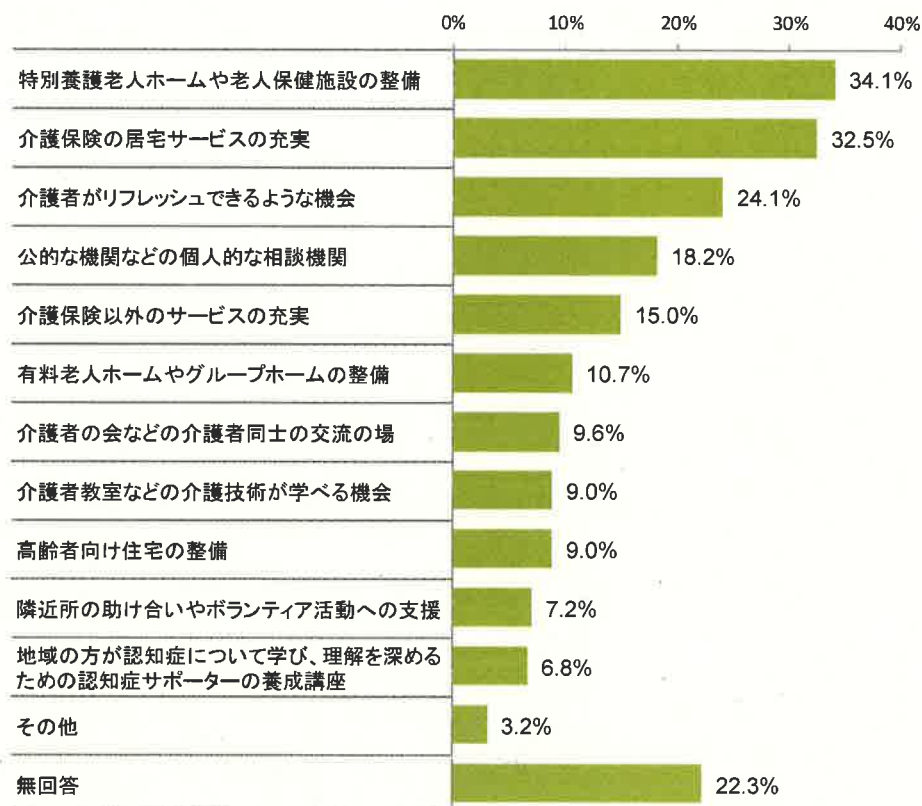


図38 負担や悩みの内容（上位10肢、要介護、回答者数:3,259）



介護者に対する支援として充実を望むことについて調査したところ、「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」が34.1%と最も高く、次いで、「介護保険の居宅サービスの充実」が32.5%、「介護者がリフレッシュできるような機会」が24.1%、「公的な機関などの個人的な相談機関」が18.2%などとなっています。（図39）

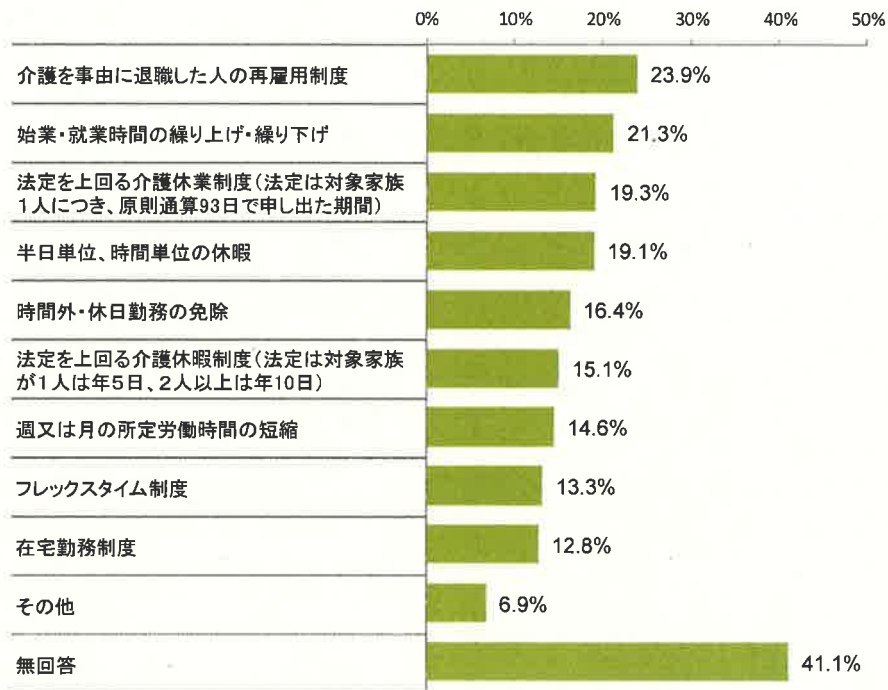
図39 家族介護者支援として充実を望むこと（要介護、回答者数:4,623）



(ウ) 就労する家族介護者への支援（要介護）

就労継続するための支援について調査したところ、「介護を事由に退職した人の再雇用制度」が23.9%と最も高く、次いで、「始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ」が21.3%、「法定を上回る介護休業制度（法定は対象家族1人につき、原則通算93日で申し出た期間）」が19.3%、「半日単位、時間単位の休暇」が19.1%などとなっています。（図40）

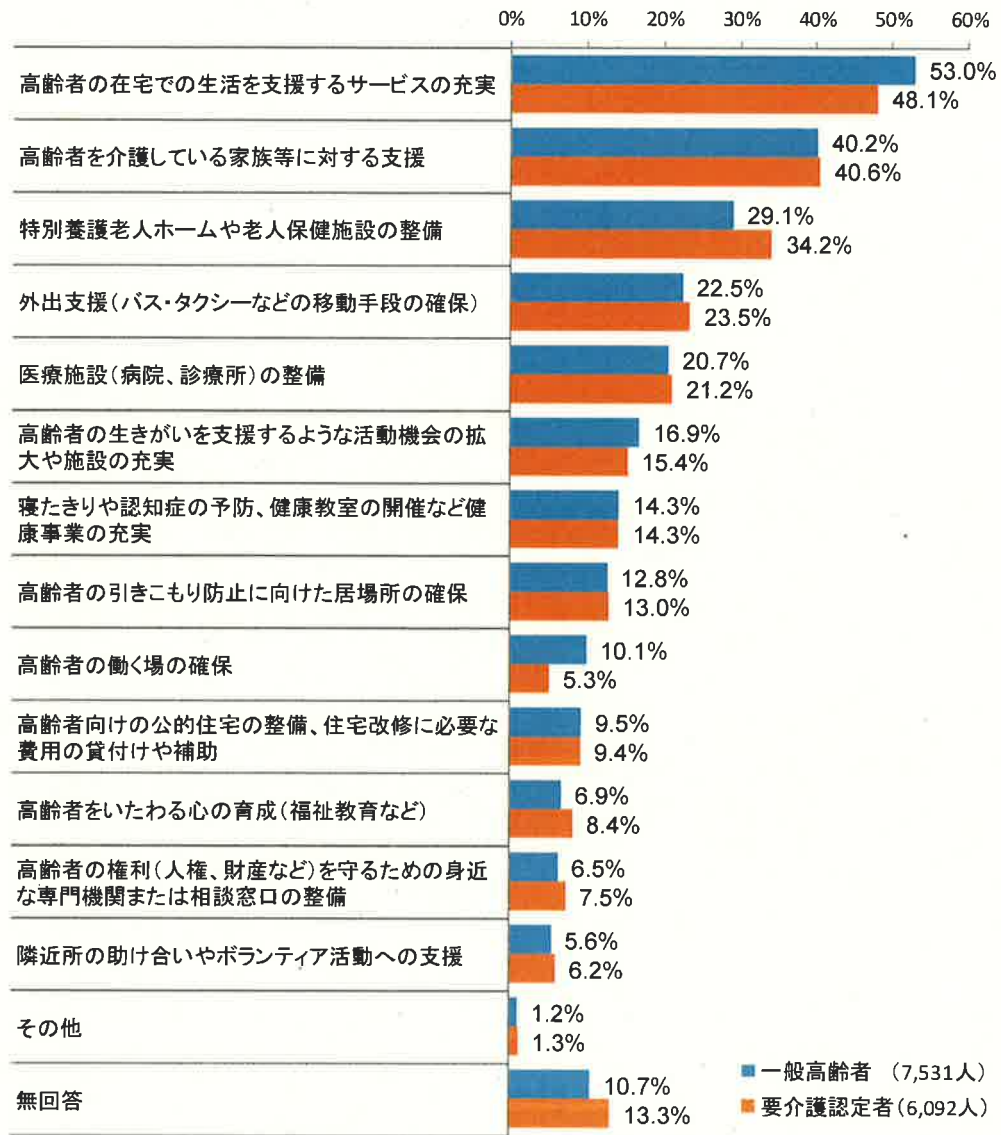
図40 就労継続するための支援（要介護、回答者数:4,623）



キ 今後の高齢者施策等について

高齢者施策として充実させていくべきことについて調査したところ、一般高齢者、要介護認定者ともに「高齢者の在宅での生活を支援するサービスの充実」や「高齢者を介護している家族等に対する支援」はいずれも4～5割と高くなっています。なお、要介護認定者は、「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」も3分の1を超えています。(図4 1)

図4 1 高齢者施策として充実させていくべきこと (一般、要介護)



()内は回答者数

(3) 調査結果の総括

ア 介護予防について

○一般高齢者を対象に心身の健康状態について年齢別に調査したところ、「運動機能の低下」や「転倒のリスク」など身体機能の低下リスクが80歳を超えると急激に高くなっています。こうした状況を踏まえ、参加者の年齢層に応じた介護予防事業の展開も検討していく必要があります。また、「口腔機能の低下」と「うつ病」、「閉じこもり」と「外部環境への適応能力の低下」の年齢別リスクはそれぞれ同じ傾向を示していることから、口腔機能の維持・改善や閉じこもり予防は心身の健康状態の維持にも効果があると推測されます。

○一般高齢者を対象に介護予防活動への参加意向について調査をしたところ、3人に2人が「今のところ必要がないためよくわからない」や「参加したいと思わない」など介護予防活動への興味を示していませんでした。また、介護予防活動に参加するための条件として、約8割の方が時間や場所など「参加のしやすさ」を挙げています。こうしたことから、介護予防活動の重要性を周知するだけではなく、高齢者の生活サイクルに合わせた参加しやすい介護予防事業のあり方も検討していく必要があります。

○一般高齢者の4人に3人が認知症に対して「不安がある」と感じています。また、要介護認定を受けていない高齢者のうち、4人に1人が認知機能に何らかの障害をもっていることが分かりました。こうした状況の中、各市町村では、認知症に関する情報や相談先等を記載した「認知症ケアパス」を作成し住民周知に努めるとともに、初期認知症者やその家族を支援する「認知症初期支援チーム」の設置を進めています。

イ 生活支援、社会参加について

○一般高齢者の約3割の人が普段の生活の中で「手助けをしてほしいことがある」と回答しており、手助けしてほしい内容は高齢期を迎えたために困難になった日常生活上のさまざまな困り事で特に回答の多い項目はありませんでした。一方、要介護認定者は約6割の人が手助けを希望しており、希望する手助けの内容は、「病院への送迎」や「病院への付き添いや薬の受け取り」、「買い物」を希望するなど、外出支援のニーズが高くなっています。

○一方、一般高齢者に他の人への手助け等の意向を調査したところ、「手助けをしている」、「手助けをしたい」と回答した方は全体の3割程度にとどまっています。今後、高齢者数が増加していく中、簡易な手助けを必要とする高齢者も増えていくことが予想されることから、社会参加の促進とともに、出来る限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となり活躍できる（参加しやすい）仕組みづくりも検討していく必要があります。

ウ 医療について

○在宅医療の希望と実現度について調査したところ、一般高齢者、要介護認定者ともに「希望するが、実現は難しいと思う」（一般高齢者の約6割、要介護認定者の半数）が最も高く、在宅医療を希望するものの家族の肉体的・精神的負担や経済的負担を心配する声が多数を占める結果となりました。

○人生の最期を迎えたい場所について調査したところ、一般高齢者、要介護認定者ともに4割強の人が「自宅」と答えています。また、自宅で最期まで療養するために必要なことは、「症状が悪化した際の入院先の確保」をはじめ「定期的な訪問診療」や「訪問看護」など、医療が必要になった際の体制の充実を求める声が多数を占めるとともに、「24 時間対応のサービス体制」や「訪問介護の充実」、「介護家族への支援」など在宅介護の充実を求める声も多くありました。

エ 介護について

○介護を受けたい場所について調査したところ、一般高齢者は「自宅以外」を希望する割合が「自宅」を上回る結果となりました。最期を迎えたい場所として「自宅」を希望しているにも関わらずこの結果となった要因は、介護を受けたい場所に「自宅以外」を選んだ理由が「親族等の世話になることか」に気がひける、「自宅以外の方が介護を受ける環境が整っている」との回答が多かったことから、「在宅介護」に対する不安が要因の一つであると推察されます。

○介護保険サービスの満足度を調査したところ、ほとんどのサービスにおいて約9割の方が「満足」「やや満足」と回答を得ることができました。また、介護サービスの利用による状態の変化を確認したところ、「こころの状態」や「やる気や生活のほり」に改善が見られた方の割合が約3割を占めるなど介護保険サービスによる一定の効果を確認することができました。

オ 家族介護者の支援について

○中心介護者について調査したところ、4人に1人が「配偶者」、3人に1人が「子ども」から介護を受けている状況でした。また、6割強の中心介護者が60歳以上と介護が必要な世帯における老々介護の実態が浮き彫りとなる結果になりました。なお、60歳未満の中心介護者は3割程度と、就業と介護の両立が難しい状況を示しています。

○家族介護者の就労状況は、「フルタイムで就労している」人は2割強、「パート・アルバイト」は2割弱と何らかの形で就労できている割合は4割程度にとどまっています。なお、就労を継続するための支援として回答が多かったのは、「介護を事由に退職した人の再雇用制度」、「始業・終業時間の繰上げ・繰下げ」、「法定を上回る介護休業制度」となっており、雇用制度の見直しを求める声が多く挙げられています。

○介護の負担や悩みの有無については、約7割の方が「精神的負担が大きい」、4割の方が「肉体的負担が大きい(睡眠不足・腰痛を含む)」と回答しており、心身の悩みを抱える状況でした。また、「介護ストレスから本人に当たってしまう」、「介護が気になり思うように外出できない」と回答した人も約3割いることから、家族介護者の負担の大きさ、深刻さがうかがえます。

○家族介護者への支援として充実を望むことは、「特別養護老人ホーム等の整備」、「介護保険の居宅サービスの充実」、「介護者がリフレッシュする機会の充実」を3割程度の方が挙げており、在宅介護による心身の負担軽減を強く望んでいることが分かりました。

カ 今後の高齢者施策等について

○高齢者施策として充実させていくべきことは、一般高齢者、要介護認定者ともに2人に1人が「高齢者の在宅での生活を支援するサービスの充実」や「高齢者を介護している家族等に対する支援」を望むなど在宅サービスの充実に関するニーズが最も高い状況となっています。

○また、3人に1人が「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」など施設サービスの充実を望む結果となりました。